令和６年５月

令和６年度
危機管理マニュアル
及び防災マニュアル

【霧島市立霧島中学校】

目　次

霧島市立霧島中学校危機管理マニュアル

１　学校における危機管理 ・・・・・・ Ｐ　３
２　危機管理の段階と目的 ・・・・・・ Ｐ　４
３　危機管理の体制 ・・・・・・ Ｐ　４
⑴　平常時の体制 ・・・・・・ Ｐ　４
⑵　危機発生時の体制 ・・・・・・ Ｐ　４
⑶　危機発生時の連絡・留意事項 ・・・・・・ Ｐ　５
⑷　医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡体制 ・・・・・・ Ｐ　６
⑸　事象別危機管理の要点 ・・・・・・ Ｐ　７
①　保健体育科の授業中（陸上競技）の心肺停止 ・・・・・・ Ｐ　７
②　保健体育科の授業中（プール・水泳）の心肺停止 ・・・・・・ Ｐ　８
③　保健体育科の授業中（器械運動）に起きた骨折 ・・・・・・ Ｐ　９
④　授業中（実験・調理）の器具破損・やけど ・・・・・・ Ｐ１０
⑤　職場体験学習中の事故 ・・・・・・ Ｐ１１
⑥　校外学習中のハチ刺され ・・・・・・ Ｐ１２
⑦　修学旅行におけるバス移動中の交通事故 ・・・・・・ Ｐ１３
⑧　部活動中の事故による意識不明 ・・・・・・ Ｐ１４
⑨　部活動中の熱中症 ・・・・・・ Ｐ１５
⑩　不審者の侵入 ・・・・・・ Ｐ１６
⑪　登下校中の生徒連れ去り ・・・・・・ Ｐ１８
⑫　下校途中の交通事故 ・・・・・・ Ｐ２０
⑬　学校給食による食中毒と異物混入 ・・・・・・ Ｐ２２
⑭　学校給食によるアナフィラキシーショック ・・・・・・ Ｐ２９
⑮　学校における感染症 ・・・・・・ Ｐ３３
⑯　巨大地震・噴火 ・・・・・・ Ｐ３５
⑰　集中豪雨 ・・・・・・ Ｐ３７
⑱　学校が避難所となったときの対応 ・・・・・・ Ｐ３９
⑲　学校施設の爆破予告 ・・・・・・ Ｐ４１
⑳　学校周辺におけるテロの発生 ・・・・・・ Ｐ４５
㉑　全国瞬時警報システム（Ｊアラート） ・・・・・・ Ｐ４７
・弾道ミサイル落下時の行動について
㉒　インターネット上の犯罪被害への対応 ・・・・・・ Ｐ４９
㉓　コロナウイルス感染症への対応 ・・・・・・ Ｐ５１

霧島市立霧島中学校における防災マニュアル

１　学校防災委員会組織 ・・・・・・ Ｐ５５
２　想定される災害 ・・・・・・ Ｐ５５
３　学校災害対策本部組織 ・・・・・・ Ｐ５５
４　災害発生時の対応及び避難計画 ・・・・・・ Ｐ５７
５　緊急時の連絡先一覧表 ・・・・・・ Ｐ５８

別紙（霧島市立霧島中学校教育課程）　安全指導計画・学校安全計画

霧島市立霧島中学校危機管理マニュアル

1　学校における危機管理方針（「学校における危機管理の手引き」鹿児島県教育委員会　参照）

⑴　基本理念

学校では、児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態や鹿児島県の教育の信頼を損なう事態を危機ととらえ、児童生徒や保護者等の安全・安心の確保をめざし、危機発生の未然防止から危機発生時の対応、再発防止からなる「危機管理」を推進する。

このため、教職員一人一人が「危機管理は学校経営のベースである」ことを認識し、日々の教育活動や業務に取り組む。

⑵　基本方針

学校では、児童生徒・保護者・県民の視点を重視し、「知る」・「備える」・「行動する」を三つのキーワードに、学校をあげて危機管理に取り組む。

「知る」

- 危機に対する感性を磨いていくとともに、危機の兆候を積極的に察知していけるようにする。

「備える」

- 危機発生の未然防止に努める。
- 危機発生時に迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備する。
- 研修や訓練を通して、教職員一人一人の危機管理に関する意識や資質の向上を図る。

「行動する」

- 危機が発生した場合、教職員は児童生徒等の生命及び身体の安全を確保することを優先し、迅速かつ的確な対応を行い、児童生徒等への影響をできる限り少なくしていく。

⑶　教職員行動方針

①　教育活動や業務等に潜んでいる問題点や課題等を対話により把握し、危機への備えを行っていく。

②　常に危機管理意識をもって教育活動や業務を推進するとともに、危機管理に関する目標を設定し、進行管理を行っていく。

③　自由に意見が言える風通しのよい職場をつくり、問題が発生したら直ちに職員間で情報を共有し、迅速な対応を行っていく。

④　総合力を発揮した危機管理を行うことができるように、保護者や地域、関係機関等との連携を密接に行っていく。

⑤　危機発生時の役割を常に認識し、迅速かつ的確に対応ができるようにしていく。

２　危機管理の段階と目的

危機管理の段階	目　　的
事前の危機管理	安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。
発生時の危機管理	事件・事故災害の発生に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。
事後の危機管理	危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開などの通常の生活の再開を図るとともに、再発防止に努める。

３　危機管理の体制

⑴　平常時の体制

・　校内体制の確立・・・指示系統の確認

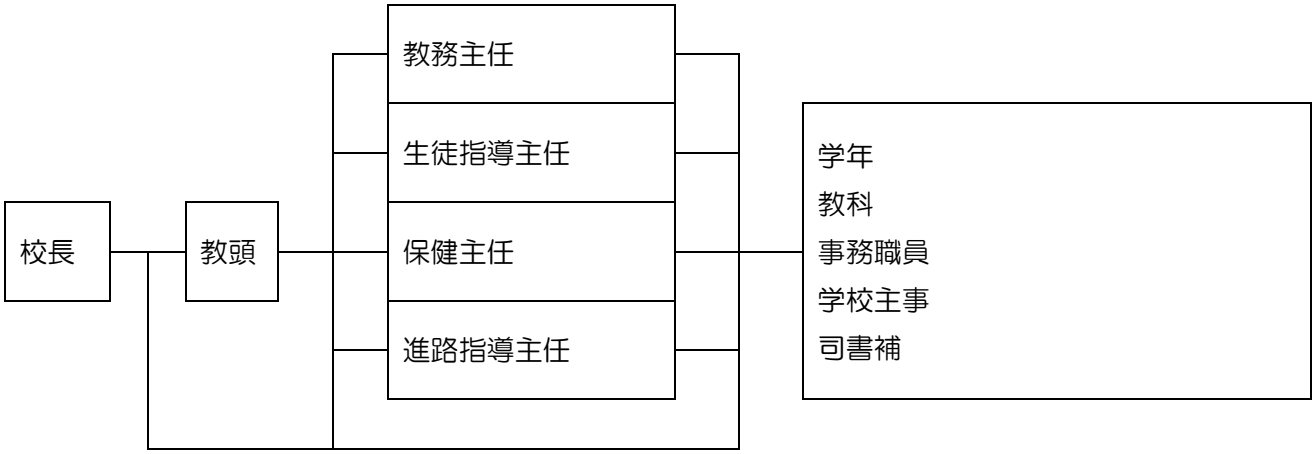

⑵　危機発生時の体制

・　重大な危機が発生した場合、当該危機への適切かつ迅速な対応を行うため、校内に対策本部を設置する。

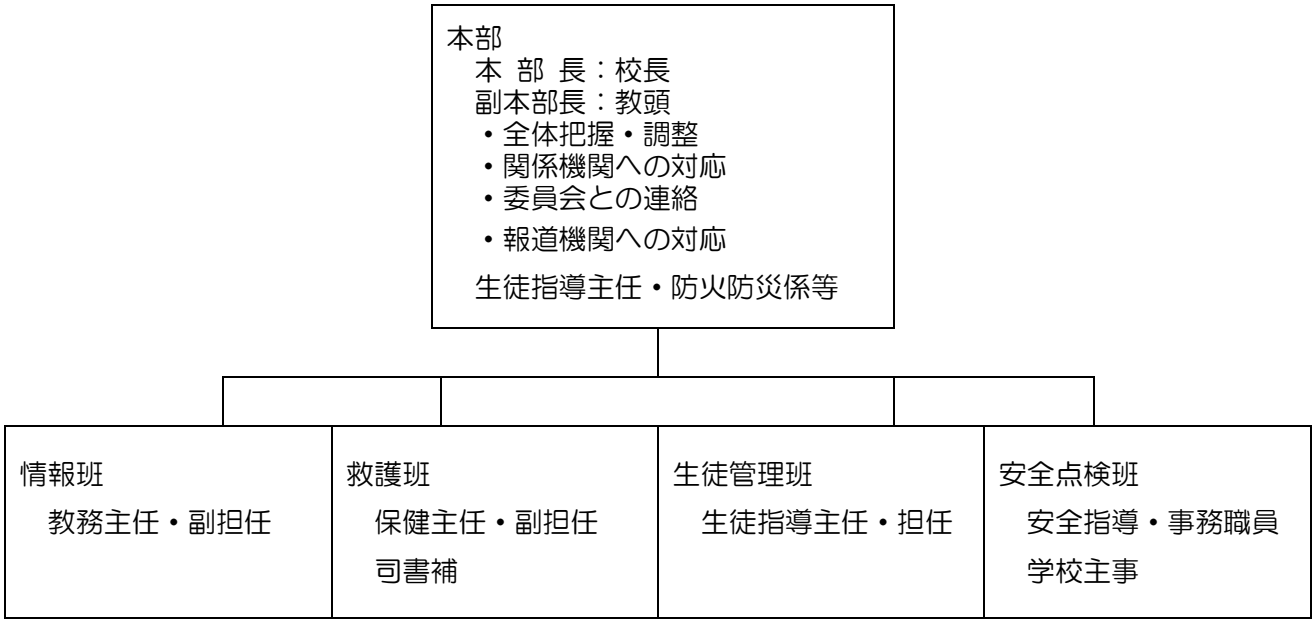

⑶　危機発生時の連絡・留意事項

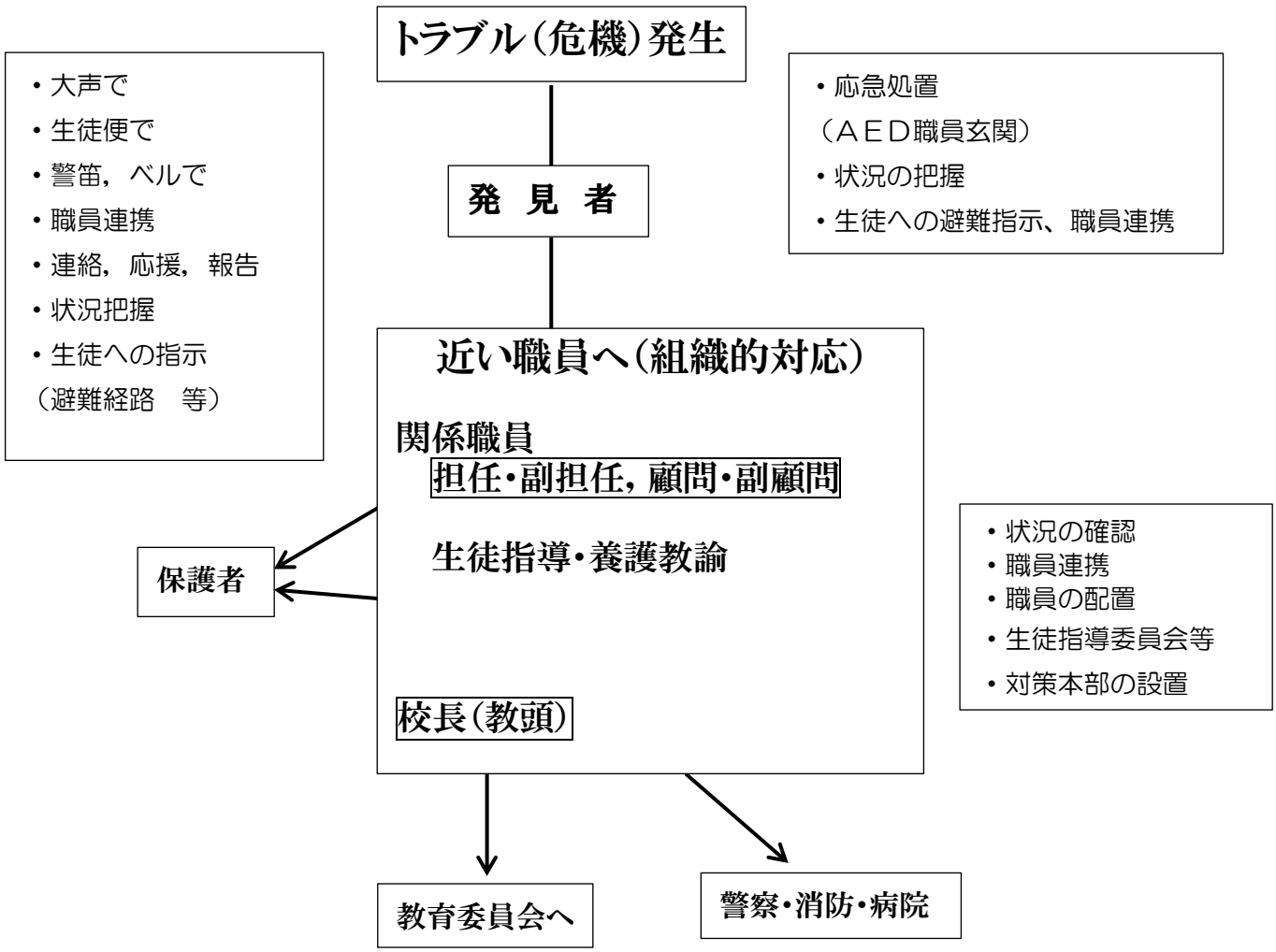

霧島警察署　47-2110
大窪駐在所　57-0590
神宮駐在所　57-1472
霧島分遣隊　57-0353

霧島市市教育委員会　学校教育課　　６４-０７０６

【状況把握】

1 トラブルの種類

火災・けが・病気・不審者・破損・けんか・転落・不審者・生徒とのトラブル・いじめ
生徒指導上の問題・体罰・交通事故・保護者や地域住民とのトラブル

2 場　所

１階・２階・３階・各学年教室・資料室・生徒会室・パソコン室
正門周辺・正面玄関・門周辺・生徒玄関・保健室
運動場・プール・農園・校舎裏・農具小屋・体育倉庫・体育館
理科室・技術室・音楽室・調理室　など

3 被害者・該当者の氏名，性別，人数

4 けが等の程度・意識の有無・呼吸の有無・出血の有無・けがの部位　など

5 原因，結果

⑷　医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡体制

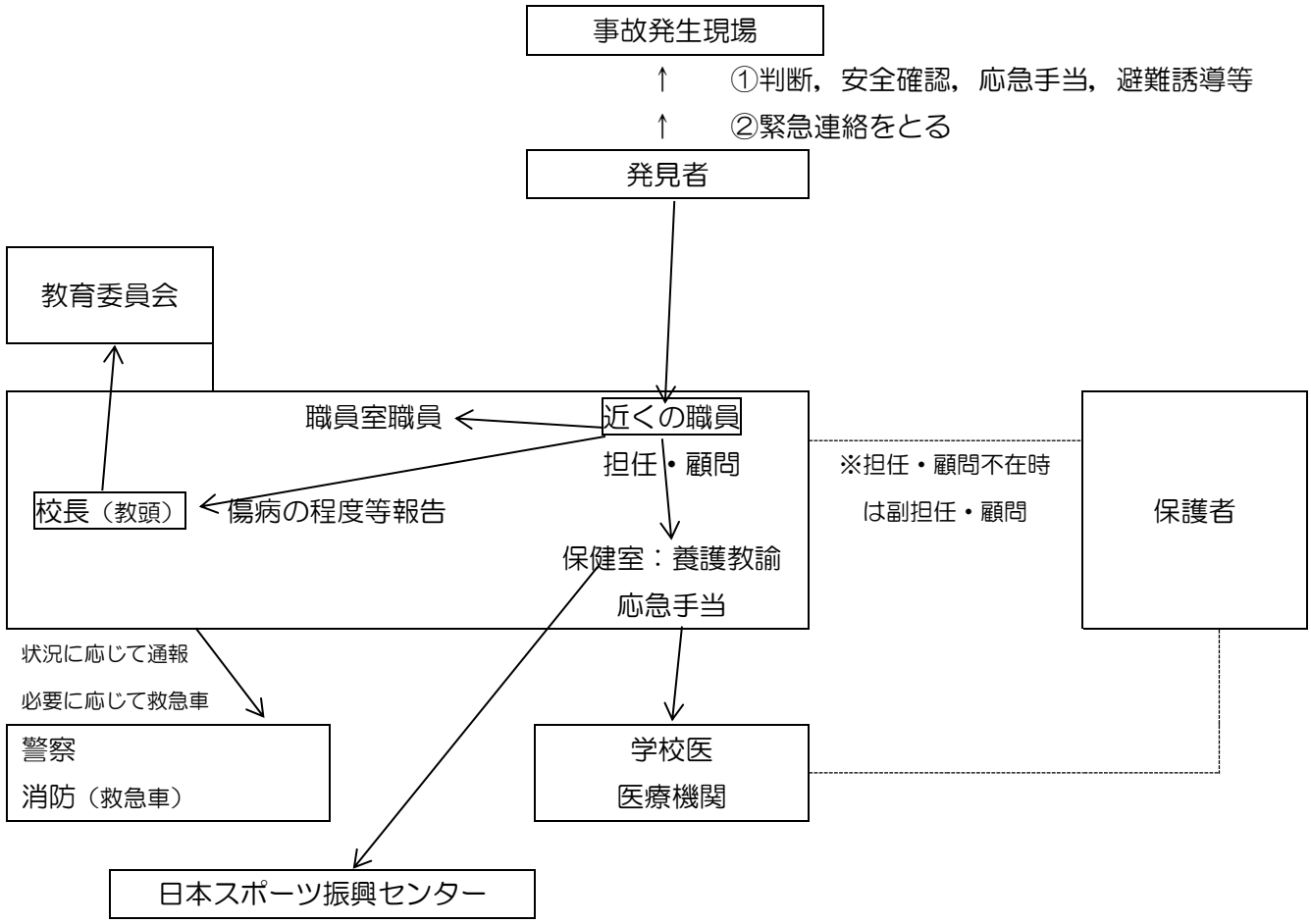

把握事項○いつ　○どこで　○だれが　○何をしていて　○どこが　○どうなったか

※　場合によっては，PTA 会長・役員等へ連絡をとる。

特に留意するべきこと

・生命維持最優先，全職員適切な応急手当，救急体制がとれるように周知

・救急車の手配は事故の状況を把握し校長の承認を得て要請（緊急時，校長不在時は発見者等が直接手配）

・緊急の場合を除き，保護者が希望する病院の有無を確認

・事故について保護者に①事故発生状況，②程度，③今後の対応等を説明

・日本スポーツ振興センターへ速やかに請求手続き

・教頭は，経過・対応等を簡潔・正確に記録

⑸　事象別危機管理の要点（平成２５年７月鹿児島県教育委員会「学校における危機管理の手引」から）

①　保健体育科の授業中（陸上競技）の心肺停止

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　意識有無の把握，心肺蘇生（ＡＥＤ使用含む）、応急処置

イ　救急車の要請と校長への連絡、職員への応援依頼、職員・生徒に職員室・保健室への連絡指示

ウ　傷病者を運搬時、安静にすることが必要（体位・保温・環境の整備に配慮）

エ　救急車には職員が同乗

オ　事故を目撃した生徒等に聴き取り、経過について確認、混乱や動揺を抑え、噂や憶測等の誤った情報が伝わらないように指導

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　担任（不在時は副担任・副顧問等他の職員）から保護者へ事故の発生、事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先を連絡

イ　校長と担当教員は速やかに病院に駆けつけるとともに保護者へ状況を詳しく説明

ウ　校長は文書による事故報告の前に教育委員会へ第一報

エ　必要に応じて学校医・警察へ連絡

オ　教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへ資料を提供

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療等の説明

イ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

ウ　事故の経緯の簡潔・正確な記録、情報を整理し教育委員会へ報告

エ　事故の原因、事故防止対策や安全点検等の見直し、再発防止の取組

オ　スクールカウンセラーの派遣要請等を含め、生徒の心のケア

安全指導（教育）の充実

保健体育科の授業における事故防止

ア　生徒の健康診断（メディカルチェック）、当日の生徒の体調の把握

イ　生徒への体調管理及び体調悪化時の対処法の指導

エ　教員の観察、生徒自身の自分の体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを実施

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初の事故発生時の対処について役割分担等を共通理解、掲示等の工夫

イ　緊急時の関係機関の電話番号等の見やすい場所への掲示

ウ　心肺蘇生（ＡＥＤ使用を含む）や応急手当等の実際の対応ができる講習の実施

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

・独立行政法人日本スポーツ振興センター法　・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

②　保健体育科の授業中（プール水泳）の心肺停止

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　事故発生に気付いたら、すばやくプールサイドに引き上げ安静な状態に体勢を配慮

イ　意識有無の把握，心肺蘇生（ＡＥＤ使用含む）、応急処置

ウ　救急車の要請と校長への連絡、職員への応援依頼、職員・生徒に職員室・保健室への連絡指示

エ　救急車には職員が同乗

オ　事故を目撃した生徒等に聴き取り、経過について確認、混乱や動揺を抑え、噂や憶測等の誤った情報が伝わらないように指導

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　担任（不在時は副担任・副顧問等他の職員）から保護者へ事故の発生、事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先を連絡

イ　校長と担当教員は速やかに病院に駆けつけるとともに保護者へ状況を詳しく説明

ウ　校長は文書による事故報告の前に教育委員会へ第一報

エ　必要に応じて学校医・警察へ連絡

オ　教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへ資料を提供

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療等の説明

イ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

ウ　事故の経緯の簡潔・正確な記録、情報を整理し教育委員会へ報告

エ　事故の原因、事故防止対策や安全点検等の見直し、再発防止の取組

オ　スクールカウンセラーの派遣要請等を含め、生徒の心のケア

安全指導（教育）の充実

プール水泳の授業における事故防止

ア　安全面に配慮、生徒の実態に即した指導計画、個々の能力・適正や興味・関心等に応じた学習指導

イ　安全に活動する能力・態度及び習慣を身に付けさせる指導の徹底

ウ　プール授業事前の既往症等の有無の把握、健康観察に基づいた適切な指導

エ　実態に即した安全管理体制を組織し、排水口等の蓋、ネジ、ボルト、吸い込み防止金具、二重構造の安全点検、最浅・最深部分の水深の明示、始業時・臨時点検の実施

オ　緊急時、保温用毛布等の装備、事故発生時の対応についての共通理解

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初の事故発生時の対処について役割分担等を共通理解、掲示等の工夫

イ　緊急時の関係機関の電話番号等の見やすい場所への掲示

ウ　心肺蘇生（ＡＥＤ使用を含む）や応急手当等の実際の対応ができる講習の実施

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

・独立行政法人日本スポーツ振興センター法　・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

③　保健体育科の授業中（器械運動）に起きた骨折

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　事故の状況を把握し、負傷した生徒の状況に応じて応急手当

イ　負傷した生徒が動けない（動かない方がよいと判断したとき）状況であれば保健室と職員室に連絡をとり校長への連絡と応援を要請し、養護教諭等が駆けつけるまで応急措置を迅速に行い、負傷の程度を確認

ウ　病院での治療が必要な場合は保護者と連絡をとり希望する病院等意向を十分聴き取り負傷者を病院へ搬送

エ　救急車には職員が同乗、医師へ事故発生時の状況を説明

オ　事故を目撃した生徒等に聴き取り、経過について確認、混乱や動揺を抑え、噂や憶測等の誤った情報が伝わらないように指導

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　担任（不在時は副担任・副顧問等他の職員）から保護者へ事故の発生、事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先を連絡

イ　校長と担当教員は速やかに病院に駆けつけるとともに保護者へ状況を詳しく説明

ウ　校長は文書による事故報告の前に教育委員会へ第一報

エ　必要に応じて学校医・警察へ連絡

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療等の説明

イ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

ウ　事故の経緯の簡潔・正確な記録

エ　事故の原因、事故防止対策や安全点検等の見直し、再発防止の取組

オ　生徒の心のケア

安全指導（教育）の充実

保健体育科の授業における事故防止

ア　安全面に配慮、生徒の実態に即した指導計画、個々の能力・適正や興味・関心等に応じた学習指導

イ　安全に活動する能力・態度及び習慣を身に付けさせる指導の徹底

ウ　使用する施設・器具等の安全点検、使用上の注意について指導の徹底

エ　授業事前の既往症等の有無の把握、健康観察に基づいた適切な指導

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初の事故発生時の対処について役割分担等を共通理解、掲示等の工夫

イ　緊急時の関係機関の電話番号等の見やすい場所への掲示

ウ　心肺蘇生（ＡＥＤ使用を含む）や応急手当等の実際の対応ができる講習の実施

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

・独立行政法人日本スポーツ振興センター法　・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

④　授業中（理科：実験，調理：実験中）の器具破裂・やけど等

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　騒然とすることが予想されるが、事故の状況を把握

イ　ガスコンロ・バーナー等すみやかに消火、生徒の動揺を抑えるよう指示

ウ　担当教員は、他の職員の応援を頼むため、保健室と職員室に生徒を行かせる指示、生徒から状況を聴いた職員は校長へ報告

エ　担当教員は、養護教諭がくるまで患部を冷却・応急手当

オ　養護教諭が現場に到着したら、その後の手当については判断を一任

カ　病院での治療が必要な場合は、保護者へ連絡

キ　担当教員は病院へ同行、医師に事故発生時の状況を報告、その後、学校へ病院での状況等を連絡

ク　生徒へ混乱や動揺を抑え、噂や憶測等の誤った情報が伝わらないように指導

ケ　やけどの状況次第では、校長が病院へ向かう

コ　教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへ資料を提供

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　担任（不在時は副担任・副顧問等他の職員）から保護者へ事故の発生、事故への対応の経過や生徒の状況を連絡等、円滑な対応

イ　校長は速やかに教育委員会・学校医へ、場合によっては警察へも報告

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療等の説明

イ　事故について職員の共通理解、噂や中傷により個人のプライバシーが損なわれないよう配慮

ウ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

エ　事故の経緯の簡潔・正確な記録

オ　事故の原因、事故防止対策や安全点検等の見直し、再発防止の取組

カ　負傷した生徒・他の生徒の心のケア

安全指導（教育）の充実

実習・実験等における安全指導

ア　年間指導計画の中で可能な限り安全性が高く、効果的な実習方法・実験の選択

イ　生徒への安全に活動する能力・態度及び習慣を身に付けさせる指導の徹底

ウ　実習室・準備室・実験室等の整理整頓、清掃の徹底、使用する施設・器具等の安全点検、使用上の注意について指導の徹底

エ　生徒の活動に細心の注意を払い、軽率な行動を足らないように指導を徹底

オ　事故が発生した場合に迅速で的確な対応ができるように準備

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初の事故発生時の対処について役割分担等を共通理解、掲示等の工夫

イ　緊急時の関係機関の電話番号等の見やすい場所への掲示

ウ　心肺蘇生（ＡＥＤ使用を含む）や応急手当等の実際の対応ができる講習の実施

その他

実習・実験室には消火器を設置し、ぬれぞうきん等を準備、救急箱等を取り出しやすい場所に備える

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

・民法第７０９・７１５条　・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

⑤　職場体験学習中の事故

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　事業所から連絡を受けた教員は、次の初期対応が行われているか確認、必要と思われる対応が行われていない場合は、事業所へ速やかな対応を依頼

- 負傷した生徒の名前・ケガの内容・程度
- 応急手当の有無
- 救急車の要請の有無
- 負傷した生徒と事業所職員が病院へ行ったかの確認
- 保護者・（場合によっては警察）への連絡の有無
- 事故の状況を記録してあるか（写真等を含む）

イ　事業所からの連絡を受けた教員は直ちに校長へ報告

生徒がすでに病院へ行っている場合

ア　校長は、担任を病院へ向かわせるとともに事業所に他の職員を行かせメモ・写真等で記録を指示

イ　事業所、病院で状況を把握した職員は、把握内容を校長へ報告

ウ　校長は担任に保護者への連絡を指示し、担任は生徒の状況・搬送先の病院等を保護者へ連絡、場合によっては校長が病院へ

エ　担任は、保護者が到着するまで生徒に付き添い、校長の指示があるまで生徒、保護者へ付き添う

生徒が病院へ行っていない場合

ア　校長は、担任及び養護教諭等を事業所へ急行の指示、ケガの程度によっては別の教員を同行させ記録を指示

イ　養護教諭は、生徒のケガの状況から医師の診察・治療の有無を判断

〇　医師の治療が必要と判断した場合

- 直ちに病院へ搬送し、担任と事業所の職員も同行
- 保護者へ連絡

〇　医師の治療が不要と判断した場合

- 校長にケガの状況、生徒の状態を連絡
- 保護者へ連絡
- 校長は、その日の実習を続けるか、ケガの状況・生徒の状態・保護者の意向等をもとに慎重に判断

教育委員会への報告

ア　経緯について簡潔・正確に記録

イ　重傷の場合、校長が必要と判断した場合、事故の概要を委員会へ報告するとともに、翌日以降の実習について協議

ウ　場合によっては警察へも報告

エ　学校及び事業所で情報の窓口を一本化

被害生徒への対応

ア　校長・担任で見舞う

イ　保護者へ事故発生の状況等、治療費・手続き等について説明

ウ　学校は事業所と連携し、生徒・保護者へ誠意を持って対応

エ　負傷した生徒及び他の生徒の心のケアにも配慮

事後措置

ア　該当学年生徒へ事情を説明

イ　事業所と事故発生の原因や問題点を明らかにし、事故防止対策の見直しを進め、事故の再発防止に取り組む

イ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

安全指導（教育）の充実

事故発生防止・安全確保の取組

ア　実施前に事業所と連携して安全対策及び安全指導の徹底

イ　現場実習における緊急事態発生時の事業所及び学校の対応方法や職員の体制を確認

ウ　年度当初の実習中の事故を想定し対処について役割分担等を共通理解

オ　事故が発生した場合に迅速で的確な対応ができるように関係機関の電話番号等を把握

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

⑥　校外学習中のハチ刺され

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　救急車の要請が必要な場合は救急車の要請、負傷した生徒への迅速な応急措置、引率者は速やかに安全な場所へ避難、学校へ連絡、生徒の動揺を静める

イ　連絡を受けた職員は、事故発生場所や１１９番の通報の有無、刺された生徒名・症状・既往歴等を確認し、校長へ報告

ウ　校長は状況に応じて教職員を現場へ急行すること、保護者への速やかな連絡、刺されていない生徒の学校への移動を指示

エ　引率者は下記の対応

- 針が残っていたら根本から毛抜きで抜くか横に払って落とし冷湿布
- 恐怖心を与えるような言動を避け励ましといたわりの言葉をかけ
- 救急車には職員が同乗、校長からの指示があるまで生徒・保護者に付き添い、状況を把握

オ　教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへ資料提供

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　担任から保護者へ事故発生・生徒の状況・対応・病院の連絡

イ　校長は文書による事故報告の前に電話で事故の概要の第一報を所管の教育委員会に報告

ウ　必要に応じて速やかに学校医、また事故の程度・状況により警察へも連絡

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療等の説明

イ　事故の原因の所在のいかんにかかわらず全職員が保護者へ誠意をもって対応

ウ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

エ　事故の経緯の簡潔・正確な記録

オ　事故現場における安全上の問題点や整備が必要なところは関係機関等と協議し改善を図る

カ　事故の原因、事故防止対策や安全点検等の見直し、再発防止の取組

キ　負傷した生徒・他の生徒の心のケア、場合によっては担任の家庭訪問、スクールカウンセラー

ク　ＰＴＡ緊急役員会議や家庭への通知で正確な情報を提供し理解を求める

ケ　教職員の情報共有については反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ整理

安全指導（教育）の充実

事故原因と対応についての分析

ア　事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全職員の共通理解

イ　事故再発防止のため、十分な実施調査による危険箇所の確認に基づく安全指導と安全管理の徹底

ウ　緊急時における校外学習等の職員体制の再確認

事故発生に備えた学校の安全体制の確立

校外学習を行う際の指導の在り方について、丁寧に見直し、生徒の安全確保に関する課題を早急に解決

（安全確保のためのチェックポイント）

ア　職員の指導の在り方や役割を具体的に示した年間指導計画の整備

イ　事前の実施調査を基に安全の配慮した適切な活動計画の作成と指導

ウ　適切な活動範囲の設定と活動グループの編成

エ　緊急時の連絡先と連絡方法の確認、電話等の連絡手段の確保

オ　状況に応じた担当者の役割分担及び配置

カ　生徒への事前・当日・事後の指導

キ　生徒のアレルギーや既往歴等の把握

ク　安全を最優先した活動について、保護者との共通理解と連携

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

⑦　修学旅行におけるバス移動中の交通事故

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　バスに同乗していた職員は、養護教諭とともに負傷した生徒の応急手当を講じる
イ　校長またはバスに同乗していた職員等は必要に応じ救急車の要請
ウ　担任は他の生徒の状況を把握し、生徒を落ち着かせる
エ　校長は事故の状況を確かめるとともに引率職員の役割分担を決め、当面の対応を指示
オ　校長は養護教諭等と他数名の職員に病院に運ばれた生徒の付き添いと負傷の程度を把握の指示
カ　校長は担任にケガのない生徒を宿舎等に移動させ、職員に指導と管理を指示、宿舎では対策本部を設置し、校長及び病院にいる職員と緊密な連絡、必要に応じ校長は病院に向かう
キ　校長は、学校・教育委員会等へ連絡するとともに窓口を一本化し、警察・報道関係の対応
ク　生徒を集め、事実を正確に伝え、生徒の動揺を抑えるとともに以後の日程の変更等に統一のとれた行動がとれるように指導

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　学校では連絡を受けた教頭が教育委員会やケガをした生徒の家庭に連絡
イ　現地対策本部との密な連絡
ウ　緊急職員会議を招集し対応策等の検討（応援・受け入れ態勢・授業の変更等）
エ　入院生徒の保護者の現地行きの説明、また、必要に応じて補償等の説明
オ　必要に応じＰＴＡ役員会・保護者説明会を招集し、事実を説明するとともに保護者の不安・動揺を極力静める
カ　教頭は、学校で経緯について簡潔・正確に記録し、情報の窓口を一本化
キ　校長は、現地で経緯について簡潔・正確に記録し、情報の窓口を一本化

事後措置

ア　事故の原因の所在のいかんにかかわらず全職員が保護者へ誠意をもって対応
イ　他学年の生徒へ事情を正しく説明
ウ　ＰＴＡ緊急役員会議や家庭への通知で正確な情報を提供し理解を求める
エ　帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める
オ　教頭・職員で残された生徒の見舞いと付き添いの交代・現地での事故処理にあたる
カ　事故の経緯の簡潔・正確な記録
キ　事故の教訓を生かし、すべての教育活動を通して安全指導の徹底
ク　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮
ケ　事故車に同乗していた生徒については後遺症も考えられるので観察指導を行い、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣要請

安全指導（教育）の充実

事故原因と対応についての分析

ア　事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全職員の共通理解
イ　事故再発防止のため、十分な実施調査による危険箇所の確認に基づく安全指導と安全管理の徹底
ウ　修学旅行時における校外学習等の職員体制の再確認

事故発生に備えた学校の安全体制の確立

ア　事故発生を想定し、職員の役割分担等を全職員で共通理解
イ　緊急時の連絡先と連絡方法の確認・把握
ウ　心肺蘇生（ＡＥＤ使用法含む）や応急手当に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく

その他

ア　生徒に修学旅行の意義を理解させる
イ　校長・引率職員が生徒の名簿を携帯し、職員が携行する手引き等にはバスの座席表、部屋割り等を載せておく

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・自動車損害賠償保障法

⑧　部活動中の事故による意識不明

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　意識有無・顔色・呼吸・脈拍等、傷病者の状況を迅速に把握

イ　救急車の要請、到着まで心肺蘇生（ＡＥＤ使用含む）等、救命措置を的確に実施、校長へ連絡

ウ　体位・保温・環境に配慮し傷病者を安静にする

エ　救急車には職員が同乗、病院で生徒の状態を聞き、校長へ報告、校長の指示があるまで生徒に付きそう

オ　事故を目撃した生徒等に聴き取り、経過について確認、混乱や動揺を抑え、噂や憶測等の誤った情報が伝わらないように指導

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　顧問（不在時は担任・副顧問等他の職員）から保護者へ事故の発生、事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先を連絡

イ　校長と顧問は速やかに病院に駆けつけるとともに保護者へ状況を詳しく説明

ウ　校長は文書による事故報告の前に教育委員会へ第一報

エ　必要に応じて学校医・警察へ連絡

オ　教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへ資料を提供

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療等の説明

イ　事故の経緯の簡潔・正確な記録、情報を整理し教育委員会へ報告

ウ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

エ　事故の原因、事故防止対策や安全点検等の見直し、再発防止の取組

オ　スクールカウンセラーの派遣要請等を含め、生徒の心のケア

安全指導（教育）の充実

部活動における事故防止

ア　安全確保が図れる使用計画や指導計画を立案

イ　グランドや体育館の使用のルールを毎年職員が確認し、生徒へ徹底、施設・設備の安全確認

ウ　部員全員が危険な状況を注意し合える体制を整え、習慣化を図る

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初の事故発生時の対処について役割分担等を共通理解、掲示等の工夫

イ　緊急時の関係機関の電話番号等の見やすい場所への掲示

ウ　心肺蘇生（ＡＥＤ使用を含む）や応急手当等の実際の対応ができる講習の実施

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

・独立行政法人日本スポーツ振興センター法　・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

入学予定者の運動部活動参加時における日本スポーツ振興センターの災害給付

①中学校入学予定者　→小学校卒業式以後も３月３１日までは小学校籍

→中学校入学式前も４月１日以降は中学籍

②高等学校入学予定者→中学校卒業式以後も３月３１日までは中学校籍

①②の場合は在籍校の校長が承認した教育計画に位置づけられた部活動であれば、振興センターの適用がうけられます。

③高等学校入学前（４月１日から入学式前日まで）は、「振興センター」の規定で部活動に参加し傷害が発生しても給付が受けられない。

⑨　部活動中の熱中症

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　意識有無・顔色・呼吸・脈拍等、傷病者の状況を迅速に把握、熱中症の疑いがある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考えて処置をする必要がある。意識が無い場合は倒れ込んだ際の頭部外傷にも注意

イ　救急車の要請、到着まで体を冷やす処置、心肺蘇生（ＡＥＤ使用含む）等、救命措置を的確に実施、校長へ連絡

ウ　体位・保温（熱中症が疑われる場合は体熱の放散）・環境に配慮し傷病者を安静にする

エ　救急車には職員が同乗、病院で生徒の状態を聞き、校長へ報告、校長の指示があるまで生徒に付きそう

オ　事故を目撃した生徒等に聴き取り、経過について確認、混乱や動揺を抑え、噂や憶測等の誤った情報が伝わらないように指導

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　顧問（不在時は担任・副顧問等他の職員）から保護者へ事故の発生、事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先を連絡

イ　校長と顧問は速やかに病院に駆けつけるとともに保護者へ状況を詳しく説明

ウ　校長は文書による事故報告の前に教育委員会へ第一報

エ　必要に応じて学校医・警察へ連絡

オ　教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへ資料を提供

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況、日本スポーツ振興センターへの手続き、治療等の説明

イ　事故の経緯の簡潔・正確な記録、情報を整理し教育委員会へ報告

ウ　外部への窓口の一本化、誤った情報の交錯、混乱がないように配慮

エ　事故の原因、事故防止対策や安全点検等の見直し、再発防止の取組

オ　スクールカウンセラーの派遣要請等を含め、生徒の心のケア

安全指導（教育）の充実

熱中症の事故防止に向けて

ア　安全面に十分配慮し、生徒個々の運動能力や体力の実態・適正や興味関心に応じた指導計画を立て指導

イ　熱中症防止のため、下記の点に留意

- 気温・湿度・風の有無等、当日の気象状況に十分気を配る
- 長時間の直射日光下での活動を避ける
- 屋内外にかかわらず適宜休憩を入れ、水分を適切に補給させる
- 生徒の心身の疲労の状況を把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとる

ウ　熱中症予防リーフレット等の活用

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初の事故発生時の対処について役割分担等を共通理解、掲示等の工夫

イ　緊急時の関係機関の電話番号等の見やすい場所への掲示

ウ　心肺蘇生（ＡＥＤ使用を含む）や応急手当等の実際の対応ができる講習の実施

関係法令

・国家賠償法（賠償責任）　・学校保健安全法（学校安全計画の策定等）

・独立行政法人日本スポーツ振興センター法　・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

⑩　不審者の侵入

事件発生からの対応のポイント

不審者の侵入により想定される事態の推移と対応（フロー）

学校における不審者への緊急対応の例

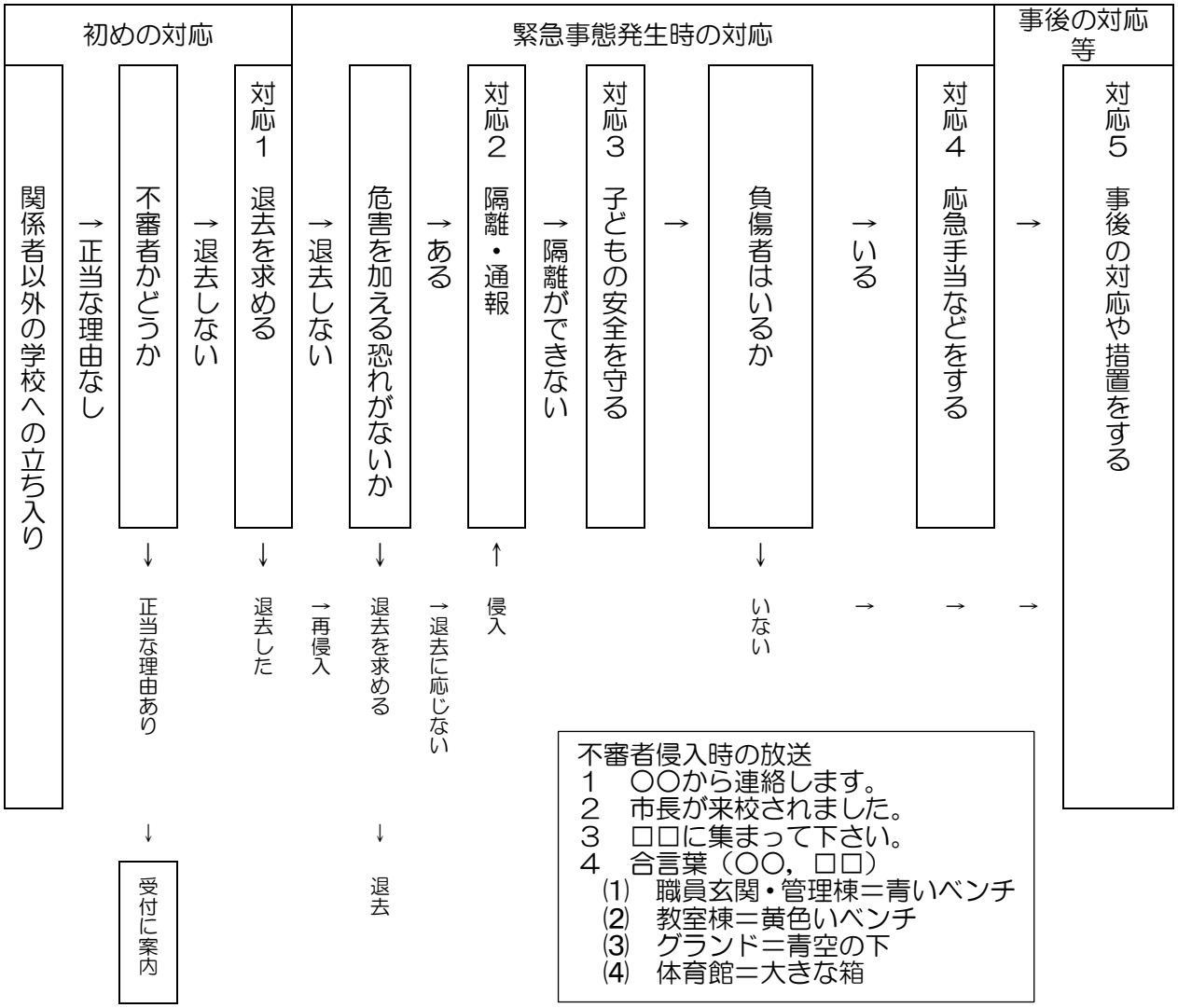

対応１（侵入者の早期発見・確認）

ア　１：校門，２：校舎の入口まで，３：校舎の入口　の３段階のチェック体制を確立する。

イ　発見者は、侵入者と１．５m以上の距離をとりながら声をかけて目的をたずねる

ウ　服装や表情、所持品等に注目し、不審者かどうかをチェック

エ　来校の理由がない場合は退去を求め、再侵入がないか様子を見る

対応２・３（学校への不審者侵入時の人的被害の防止と対応）

ア　不審者が指示に従わない場合、退去通告を丁寧に粘り強く繰り返し、他の職員の応援を呼ぶ、付近の生徒の安全確保とともに校長へ連絡

イ　受付を無視して立ち入ろうとしたり、退去命令に従わなかったりした場合、言動も含め暴力行為等に及んだ場合、校長（それに代わる職員）は警察へ連絡するとともに、職員室に「事件・事故対策本部」を設置し校内の職員に指示をだす

ウ　職員は役割分担をして生徒の安全確保を行い、不審者の移動阻止のため防犯用具等を持参して現場に急行、不審者を刺激しないように注意しながら一室に隔離することが望ましい

エ　校長は、不審者の居場所を確認しながら、警察・教育委員会や地域防犯団体等協力団体へ連絡する

オ　担任等は不審者を生徒へ近づけないようにし、生徒を掌握、安全を守り、必要な場合は適切に避難させる

対応４（負傷者への対応）

ア　不審者が侵入し暴力行為に及んだ場合、養護教諭等は負傷者の有無等の情報を把握

イ　症状を確認し、応急手当を施すとともに、場合によっては救急車の要請を行う
ウ　心肺が停止している場合は、止血後ＡＥＤ等を活用して心肺蘇生を実施
対応後（事後の対応や措置）
ア　事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者や関係団体に提供
イ　学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体等と連携
ウ　当日のうちに文書で全保護者に概要と今後の対応を説明、保護者への説明会を開催
エ　事件の記録と報告書を作成、教育委員会へ提出
オ　マスコミへの対応は校長が行い、教育委員会と協議・連携しながら対応する

教育再開の準備及び事件後の再発防止対策の実施

ア　事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握
イ　これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する
ウ　教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる

事件に遭遇した生徒、その保護者、職員等への「心のケア」の対応

ア　専門機関との相談・連携等により子どもや職員等の心ケアを行う
イ　心の被害を受けた子どもの保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応
ウ　平素からの体制づくり
　学校保健安全法第２７条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要

学校の危険箇所の点検

ア　校舎の出入口の戸を閉めたり、普段使用しない戸を施錠したり等、外部から侵入しにくい学校管理体制を整備する
イ　校舎入り口近くに受付を設けて、来校者の動線を確認し、関係のないところへの立ち入りがないか確認する

連絡体制や指揮系統の整備

ア　不審者侵入や対応等に備え、緊急時には情報がいち早く校長へ伝わるように教職員は職員室・校長室への連絡体制、緊急時には危機対策本部を設置することを確認
ウ　事件発生時に備え、警察や病院、関係機関の連絡先の電話番号をよく分かるところに掲示

訓練の充実

ア　職員は普段から来校者へ声かけをし、不審者を見逃さないようにするとともに不審者等の侵入に備えた防犯訓練を実施
イ　刃物等を所持した不審者の侵入に備え身の安全を守れるようなもの（さすまた等）を用意し、訓練等を通して正しく使えるようにしておく
ウ　ＡＥＤの設置場所を把握し、訓練を通して全職員が使えるようにしておく
エ　生徒には不審者侵入に備え、あわてず迅速に身の安全が図れるように危険予測、回避能力が身につくような実践的訓練を実施する

関係機関との連携協力

　校長及び安全指導担当は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議する場を定期的に設定する

⑪　下校途中の生徒連れ去り

生徒Ａ・Ｂが下校途中に公園前の道路で見知らぬ男から「ここから一番近い郵便局を教えてほしいと」と声をかけられた。生徒Ａ・Ｂが道順を教え始めた時、突然男が生徒Ｂの手を引っ張り、そばに止めてあった車に無理矢理押し込み連れ去った。生徒Ａはすぐに自宅に逃げ帰り保護者に事情を話した。事情を聞いた保護者は警察と学校に連絡した。

事故発生からの対応のポイント

状況把握，児童の安全確保，関係機関との連携

ア　事件発生の通報を受けた職員は、生徒Ａ・Ｂの名前、発生時刻、発生場所、生徒Ａ・Ｂの状況、通報者の名前、連絡先などを把握するとともに、警察への通報が済んでいるかを確認し、直ちに校長へ報告する。（警察への通報がまだの場合は、速やかに保護者に通報するよう依頼する。また、並行して校長も警察へ通報する。）

イ　校長は、できるかぎり複数の教職員を被害のあったそれぞれの生徒の自宅へ急行させる。生徒Ｂの担任は保護者に連絡をとる。

ウ　生徒Ａ宅に向かった職員は生徒Ａにケガがないか確認し状況を把握し校長へ連絡するとともに、安心感を与えるように努める。生徒Ｂ宅に向かった職員は、保護者と合流し状況を把握し校長へ連絡する。

エ　校長は、所管の教育委員会へ報告するとともに、警察と連絡をとり、他の学校や保護者、地域役員等に情報提供をしてよいか確認する。

オ　校長は、警察の指示に従って、近隣学校等への情報提供について、どうするのか教育委員会と確認する。

カ　教職員は、下校中及び下校前の生徒の安全の確保を行う。

保護者への連絡と情報提供、協力依頼

ア　校長は、全職員を招集し状況説明をするとともに、今後の対応を指示する。

イ　在校生徒の担任は、各保護者に連絡して引渡をしたり、集団下校等をさせたりして、生徒をより安全に下校させるため状況に応じた下校体制を講じるとともに、下校後は戸外へ出ないように指導する。

ウ　教頭は、警察の指示に従って学校安全ボランティア（スクールガード）及びＰＴＡ等に情報提供し、生徒の安全確保のため同伴下校等の協力を依頼する。

事後措置

ア　担任等は、家庭と連携し生徒Ａ及びＢの心のケアを図ると共に、職員は他の生徒に対しても心的外傷を受けていないか生徒の様子を見守り、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携して対応する。

イ　安全担当や生徒指導担当職員等は、情報を収集して教頭に報告する。報告を受けた教頭は、事件発生から事態の終結に至るまでの経過を記録しておく。

ウ　対応の手順や方法、連携の在り方などで課題がなかったか検証する。また、マニュアルの見直しを行う。

エ　警察や所管の教育委員会等とも連携方法について再確認をする。

オ　保護者には、事件による子どもたちへの心身面での配慮を呼びかけ、変化が認められた場合は、学校や専門機関と連携して対応するよう呼びかける。

日常の安全対策

学校保健安全法第２７条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

通学路の安全点検

ア　保護者や学校安全ボランティア、地域防犯団体、青少年教育団体等と協力して、通学路を中心に校区内の危険箇所の点検を行う。

イ　把握した危険箇所については、保護者や学校安全ボランティア、地域防犯団体、青少年教育団体等に地域巡回の協力を依頼し、関係機関を通じて危険箇所の改善を図る。

登下校時の形態や行動

ア　緊急時においては、集団下校や保護者等同伴による登下校等を実施する。

イ　普段から登下校時はできるだけ一人にならず、複数になるよう指導する。

危険予測・回避能力の育成

ア　地域安全マップづくりに取り組むこと等で、子どもたち自らが状況や場所から危険を予測する力を養う。
イ　子供たちが不審者に直面した時、大声をだしたり、逃げたりする等、自らの力で危機を予測し、回避できる能力を養うための訓練を警察やＮＰＯ等と協力し実施する。
ウ　生徒が日常から「子ども１１０番の家」の位置を確認し、逃げ込めるよう指導する。

不審者等情報の共有

ア　保護者や学校安全ボランティア、地域防犯団体、青少年教育団体等が地域を巡回したときの情報を学校や警察に連絡するような体制をつくる。
イ　学校は、必要に応じて得た情報を子どもに伝えて注意を呼びかける。
ウ　学校は、⑴で連絡を受けた団体以外の保護者や学校安全ボランティア、地域防犯団体、青少年教育団体等に、情報を提供し、生徒の登下校の安全確保について協力を得る。

連れ去り事件への対応の要点

ア　該当生徒の安全確保。
イ　警察への連絡。
ウ　保護者への連絡。
エ　教育委員会等関係機関への連絡。
オ　保護者や関係機関等と連携し、登下校時の見守りやパトロールの実施。
カ　警察や教育委員会等関係機関や保護者や地域との情報共有。
　（誘拐・監禁等の場合、情報の扱いについては警察に確認する。）
キ　スクールカウンセラーの派遣要請を含め生徒の心のケア

参考資料等

「『生きる力』をはぐくむ学校の安全教育」　平成２２年３月　文部科学省
「学校の危機管理マニュアル－子どもを犯罪から守るために－」　平成１９年１１月　文部科学省　等

⑫　下校途中の交通事故

生徒Ａが下校中、学校近くの交差点で横断歩道を渡っていたところ、乗用車にはねられて、頭部を強く打ち意識不明となった。
　事故を目撃した人が救急車を要請し、学校へ連絡したことにより、学校は事故の発生を知った。しかし、生徒の学年・名前は不明であった。

事故発生からの対応のポイント

状況把握、救急処置、情報収集

ア　事故発生があった時は、受理した職員が、通報者に事故の場所や１１９番通報の有無、通報者の名前、連絡先を確認し、直ちに校長に報告する。

イ　校長は、教頭又は複数の職員に生徒名簿をもたせ、現場に急行させるとともに、対応の詳細を記録させる。

ウ　現場に着いた職員は生徒を特定し、校長に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また、状況に応じ下記の対応を行う。

●　救急車が到着していない場合

出血がなく意識不明であれば気道を確保→呼吸の有無を確認→
呼吸が無い場合には心肺蘇生を行う。（安全な場所で行う）

●　救急車が到着していた場合

職員１名は、救急車に同乗する。病院で保護者や医師から診断・治療等を聞き、校長へ報告する。
職員１名は、現場に残り、事故の経緯について情報を収集する。また、下校途中の生徒が事故場所に集まってくることもあるので、指導して下校させる。

●　救急車が出発していた場合

学校から、消防署に搬送先を確認し、職員を病院へ派遣する。職員は生徒を特定し、校長へ報告するとともに、保護者へ連絡する。保護者や医師から診断・治療を聞き、校長へ報告する。

教育委員会への報告

校長は、事故の概要を電話で教育委員会へ報告し、その後、文書による事故報告を行う。

被害生徒、事故目撃生徒等への対応

ア　生徒の状況により、校長と担任が速やかに見舞う。

イ　保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。

ウ　事故に関しては，関係生徒の様々な反応が予想される。校内での体制を整備し、情報収集や今後の対応を検討すると共に、必用に応じて専門家の支援を求めたり、保護者の相談を受けたりする。

エ　スクールカウンセラーの派遣要請を含め、生徒の心のケアに努める。

事後措置

ア　校長は、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。また、通学途中の自動車による交通事故等の場合は、加害者に損害賠償等の損害賠償責任が発生し、その救済は自動車損害賠償補償法に基づき、自動車損害賠償責任保険等や政府の自動車損害賠償保障事業（ひき逃げなどの場合等）により行われる。これらの救済を受けるためには、たとえ、軽微な事故であっても、必ず、警察へ人身事故扱いの届けをしておく必用がある。

相手方に損害賠償請求をしたものの、加害者から何らかの理由で損害賠償が得られない場合、または加害者不明の場合は「相手のある災害の届出書類」を添付して独立行政法人日本スポーツ振興センターに請求することができる。ただし、相手方に損害賠償請求をせずに、独立行政法人日本スポーツ振興センターに請求することはできない。

イ　反省点や再発防止のための指導ができるよう、要点をまとめ整理しておく。

ウ　事故現場における安全施設上の問題点で、整備が必要であるならば，その対策を検討し、関係機関等と検討し、改善を図る。

エ　各保護者に、事故防止のための家庭における指導や登下校指導の協力を要請する。また、地域へも働きかけて、保護者や地域住民の交通安全意識の高揚を図る。

オ　事故の発生原因に基づき、横断歩道を渡る際には、必ず一度止まって左右の安全を確認してから横断することや、車はすぐに止まれないこと等、生徒に具体的な指導を行う。

安全指導（教育）の充実

学校保健安全法第２７条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

通学路の点検、校区の危険箇所の確認と指導

ア　定期的に通学路の点検を実施する。

イ　危険箇所を把握（通学路の工事箇所、横断歩道、港、河川等）し、生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、関係機関に対する改善の要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。

交通安全教育

ア　生徒の心身の発達段階や、地域実情に応じた交通安全教育を実施する。

イ　保健学習、学級活動等や学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて、計画的・組織的な安全教育の充実を図る。

ウ　通学路上の危険箇所について、通学安全マップの作成などに取り組むことで、生徒が潜んでいる危険要因に自ら気づき、事故を回避する能力が高まるよう留意する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初に、事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室や保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。

イ　緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。

ウ　救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（ＡＥＤの使用方法を含む）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

関係法令

・国家賠償法第２条　・学校保健安全法第２７条

参考資料等

「『生きる力』をはぐくむ学校の安全教育」　平成２２年３月　文部科学省

「文部科学省交通安全業務計画」　平成２１年度　文部科学省

⑬　学校給食による食中毒と異物混入への対応

朝、出欠を確認したところ、発熱や下痢の理由で１５名の欠席者がいた。
また、朝の健康観察の結果、登校した生徒のなかにも発熱、下痢気味、腹痛などを訴える者が多いとの報告があり、学校給食による食中毒の疑いが考えられた。（嘔吐、下痢等が顕著な場合は、感染症の疑いも視野に入れる。）

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　校長は、欠席者の欠席理由や症状等が共通に見られるなど、食中毒の疑いがあるときは、欠席生徒も含めた有症者の数を症状別に把握し、直ちに教育委員会、学校医、保健所等に報告する。（学年別、男女別に一覧表にする。職員も症状がある場合は含める。）

イ　学校医や保健所等から感染症の情報を得る。

ウ　感染症の疑いも視野に入れた場合、発生２週間内に食物を扱った実習、行事等についても把握する。

処置、報告等

ア　学校医、教育委員会、学校薬剤師、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。

イ　校内組織に基づいて、職員間の情報共有を行った上で、健康の状況に応じ、授業や行事の実施等の可否を判断する。また、翌日以降の給食の停止、生徒の健康診断、当該生徒の出席停止及び必用に応じて臨時休業、消毒その他事後の計画を立てる。

ウ　嘔吐がある場合は，生徒を嘔吐物から遠ざけ，職員が保健室に保管してある汚物処理セットを使用し処理する。

エ　学校給食の中止等については、保健所の指導、学校医、教育委員会の助言を総合的に判断し、速やかに決定する。（中止・一部休止・代替給食）

オ　食中毒の疑いに係る発生原因の解明に当たり、保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。教育委員会から要請があれば、校長は「食中毒発生時における関係資料」を提出する。

カ　職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（生徒の健康状態の把握、対応の記録、教育委員会への報告、関係機関への連絡、外部からの問い合わせへの対応など）

キ　マスコミ関係には、校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。また、教育委員会と協議の上、必要に応じて資料提供をする。

保護者への連絡、教育委員会への報告

ア　生徒・保護者に状況を説明し、衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。

イ　検査（検便等）や調査についての協力を要請する。

ウ　入院してる生徒や登校していない生徒については、担任等が速やかに見舞う。また、保護者に改めて状況を説明するとともに状況の確認に努める。

事後措置

ア　校長は、情報を整理して食中毒の原因を調査して状況報告書「学校における感性症・食中毒等発生状況報告」（様式１）、「学校（共同調理場）における感染症・食中毒発生状況報告」（様式２）を作成し、教育委員会へ提出する。

イ　要点をまとめ整理した上で、職員へ周知し、再発防止に努める。

ウ　施設設備上の問題で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。

エ　調理従事者には衛生管理・食中毒防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図る。

オ　必要に応じてスクールカウンセラーの派遣要請を含め、生徒の心のケアに努める。

カ　保護者に食中毒発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。

日常の対応

ア　調理・食前の衛生検査・点検の実施

イ　生徒に対する保健教育・衛生指導

生徒に対しては、感染症・食中毒の予防についての保健教育を強化するとともに、日常生活において、用便後や食事前等の手洗いを励行させるよう衛生指導の徹底を図る。また、異物混入の防止に努める。

ウ　患者の早期発見

生徒等の欠席や欠席率に注意し、感染症・食中毒等の早期発見に努める。

エ　衛生管理責任者と衛生管理体制

関係職員・保護者・学校医・学校薬剤師・保健所長などと連携し、食中毒の未然防止を図る。

学校調理場においては衛生管理責任者を定める。

・　保存食の確保

原材料、加工食品及び調理済食品を食品ごとに５０ｇ程度ずつビニール袋等清潔な容器に密封して入れ、－２０℃以下で２週間以上保存する。

オ　検食

検食責任者（校長等）は、生徒の摂食開始時間の３０分前までに必ず検食し、結果を記録する。

カ　給食に関する書類の整理（学校・学校調理場）

・　給食日誌　・　献立表綴り　・　食材発注簿　・　物資受け払い簿　・　検収記録簿
・　納入業者一覧　・　学校環境衛生検査等報告書　・　使用水点検記録簿
・　従事者検便記録　・　作業工程表　・　作業動線図　・　学校給食日常点検表

その他関係書類を整理する。

食中毒発生時における関係資料（食中毒と確定する以前の疑いが強くなった場合を含む）

⑴　当日を含めた発生前２週間の給食内容

・　献立表（使用食材記載のもの）　・作業工程表　・　作業動線図
・　温度記録簿　・　給食従事者の個人ごとの健康観察票　・　保存食記録簿
・　物資検収票　・　検食簿　・　学校給食日常点検票

⑵　給食従事者の検便検査結果

⑶　調理室平面図（見取り図）

⑷　その他

関係法令

・　学校保健安全法第１３条（児童生徒の健康診断）　第１９条（出席停止）　第２０条（臨時休業）
・　学校給食法第９条（学校給食衛生管理基準）等

≪ 対応一覧表 ≫

センター受配校／教室等での異物発見

<table>
<tr><th></th><th>対応内容</th><th>対応者</th></tr>
<tr><td rowspan="6">配食中・喫食中</td><td>① 異物混入献立等の配食または喫食を一時中断し、児童等の安全確認を行う。</td><td rowspan="2">学級担任等</td></tr>
<tr><td>② 異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況を調べ、校長等へ報告する。</td></tr>
<tr><td>③ ②の報告を受け、異物混入献立等の配食・喫食の中止または継続の判断をする。
<table>
<tr><td rowspan="2">危険異物
（１類、２類、３類）</td><td>配食中</td><td>異物混入献立等の提供中止</td></tr>
<tr><td>喫食中</td><td>異物混入献立等の喫食中止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取り除ける非危険異物</td><td>配食中</td><td>取り除いて提供</td></tr>
<tr><td>喫食中</td><td>交換または取り除いて提供</td></tr>
</table></td><td rowspan="3">校長等</td></tr>
<tr><td>④ 献立の提供中止又は喫食の中止を判断した場合は、全学級の学級担任等に次の事項を指示する。
・ 異物混入献立等の提供中止または喫食の中止
・ 児童等の安全確認及び喫食状況の調査</td></tr>
<tr><td>⑤ 混入していた異物を写真撮影し、保管またはセンターへ送付する。</td><td>学級担任等</td></tr>
<tr><td>⑥ 状況に応じ、学校給食センターの職員を派遣し、異物の種類や混入状況等を確認し、異物を回収する。</td><td>所長</td></tr>
<tr><td rowspan="5">児童等及び保護者対応</td><td>① 児童等が異物を口にしたときは、必要に応じて、学校医と連絡を取り、処置について指示を受け、身体に影響がある、または、あると予想されるときは、保護者と連絡を取って病院で受診させる。</td><td>校長等</td></tr>
<tr><td>② 献立の提供中止や喫食中止になるときは、児童等に説明する。</td><td>学級担任等</td></tr>
<tr><td>③ 異物混入献立等の提供中止や健康被害など、その状況によっては、保護者への説明や謝罪の文書を作成し、影響のあった受配校へ配付依頼をするものとする。</td><td>所長</td></tr>
<tr><td>④ センターから送付された異物混入に係る保護者への説明や謝罪の文書を印刷し、児童等に配付する。</td><td>校長等</td></tr>
<tr><td>⑤ 被害児童等や保護者への謝罪、健康観察と心のケアに努める。</td><td>校長等、所長</td></tr>
<tr><td rowspan="5">報告・連絡</td><td>① 喫食中止や緊急性のある場合などは、市教育委員会へ電話等により直ちに報告する。</td><td>所長</td></tr>
<tr><td>② ①のうち、広範囲にわたることが見込まれる場合には、各単独校及び各センターへ情報提供を行う。</td><td rowspan="2">教育委員会</td></tr>
<tr><td>③ 状況により、県姶良･伊佐教育事務所、姶良保健所へ報告する。</td></tr>
<tr><td>④ 「Ⅵ 危険度レベル」で示すレベル３以上の異物混入について、原則として、翌月10日までに別紙様式により教育委員会に報告する。</td><td rowspan="2">校長等</td></tr>
<tr><td>⑤ レベル３について、教室等での配食中または喫食開始後の異物混入で、喫食中止などの事態がなかった場合、④の報告は不要とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">原因究明
再発防止</td><td>① 納入業者に原因がある場合、所長は、状況に応じ、異物を引き渡し、速やかに異物の特定をさせ、謝罪、原因究明及び再発防止策の文書を提出させるとともに、指導を行う。</td><td>所長</td></tr>
<tr><td>② 混入の原因が調理員等にある場合は、調理員等を指導するとともに、再発防止策を検討し、情報共有して改善を図る。</td><td>所長
衛生管理責任者</td></tr>
<tr><td>③ 状況に応じ、原因となったセンター、学校または業者を指導する。</td><td>教育委員会</td></tr>
</table>

危険度レベルの設定

1　レベルの程度

危険度レベル	危険異物 （１類、２類、３類）	非危険異物
レベル４Ａ	喫食後に異物発見	＊＊＊
レベル４Ｂ	＊＊＊	喫食後に異物発見
レベル３	給食が調理室を離れてから喫食前までに異物発見	
レベル２	下処理開始から給食が調理室を離れるまでに異物発見	
レベル１	下処理前までに異物発見	

※ 当該調理場から提供されたすべての学校（単独校においては当該学校。センターにおいてはすべての受配校。）において、当該異物混入献立等の提供中止又は喫食を中止した場合、上記にかかわらず、**レベル４Ａ**とする。

2　初期対応

危険度レベル	初期対応（状況に応じて）
レベル４Ａ	・危険異物混入献立等の喫食中止
	・学校医に連絡
	・病院へ搬送
	・他の児童等の安全確認、容態観察（気付かず喫食しているおそれ）
	・被害児童・生徒、保護者への謝罪と説明、健康観察と心のケア
レベル４Ｂ	・異物混入献立等の喫食一時中断または中止（中止の場合，レベル４Ａ）
	・喫食した児童等の容態観察
	・他の児童等の容態観察（気付かず喫食しているおそれ）
	・他の異物混入の有無を確認し、あれば取り除くか交換して喫食
	・被害児童等、保護者への謝罪と説明、健康観察と心のケア
レベル３	・他に異物混入がないか確認して、あれば取り除いて提供
	・当該異物混入献立等の提供中止（レベル４Ａとなる。）
レベル２ レベル１	・他に異物混入がないか確認して、あれば取り除いて使用
	・食材等の交換
	・食材等の使用中止
	・当該食材を使った献立の提供中止（レベル４Ａとなる。）

※ 詳細は、ⅢからⅤまで（Ｐ６～１５）を確認する。

学校給食における異物混入発生時の対応フローチャート

霧島市教育委員会

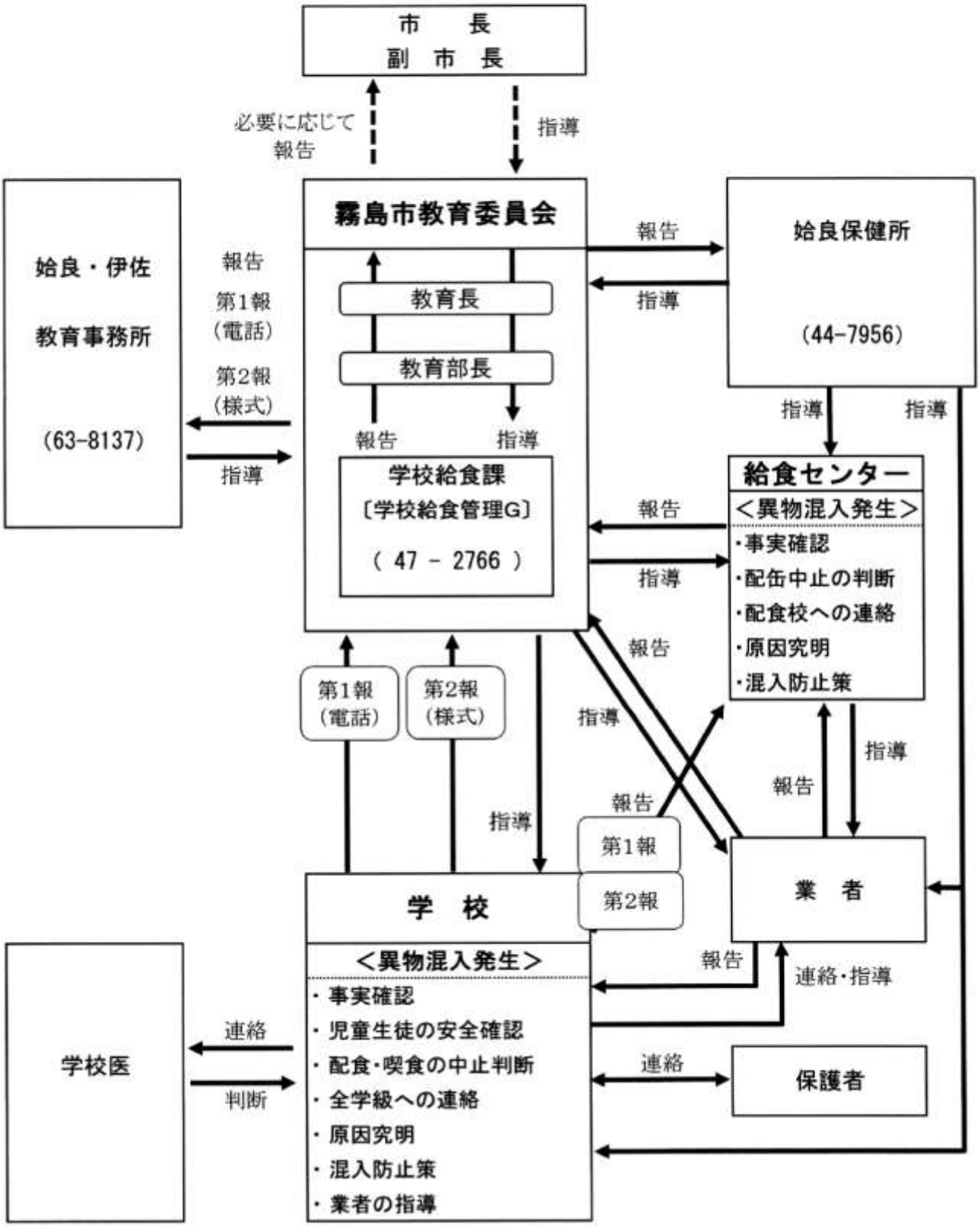

（様式１）

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1　学校名※		霧島市立霧島中学校
2　学校の所在地※		霧島市霧島田口３０８５番地
3　伝染病・食中毒等の発生状況	⑴病名※	
	⑵発生年月日※	
	⑶終焉年月日	
	⑷発生の場所※	
	⑸患者数・欠席者数及び死亡者数	
	⑹発生の経緯	
4　患者及び死亡者発見の動機		
5　感染症・食中毒等の発生原因		
6　感染症・食中毒等の感染経路		
7　臨床症状の概要		
8	⑴学校の処置	
	⑵学校の管理機関の処置	
	⑶保健所その他の関係機関の処置	
9　都道府県教育委員会		
10　その他の参考となる事項		

区分	児童生徒数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
第１学年																
第２学年																
第３学年																
第４学年																
第５学年																
第６学年																
計																

（注）１　感染症・食中毒が発生した場合，直ちに「様式２」によりＦＡＸで報告すること。
２　職員について該当者があったときは、⑸の備考欄に該当人員を記入すること。
３　共同調理場の場合は、⑸に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。
（平成２１年４月１日施行　文部科学省　学校給食衛生管理基準　別紙 4-2）

（様式２）

学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

		都道府県名	鹿児島県
学校名 （共同調理場名）	霧島市立霧島中学校	校　長　名 （所属長名）	
学校・共同調理場の所在地		電　話 番　号	0995-57-0836
受配校数（共同調理場方式のみ記入）			

	発生日時	平成　　年　　月　　日（　　曜日）（　　時　　分）				
	発生場所					
	児童生徒数		男	女	計	備考
	患者等数 年　月　日 現在	区　　分	男	女	計	備考
		患　者　数				
		うち欠席者数				
		うち入院者数				
		うち死亡者数				
	主な症状					
	発生原因（判明している場合記入）					
献立表		（食中毒等発生前２週間分の食品の判る献立表を添付）				

（注）１　食中毒等発生後直ちにＦＡＸにて報告するとともに、患者数に変動があったときは速やかに本様式で随時報告すること。
２　職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
３　共同調理場における患者数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校は別様にして添付すること。
（平成２１年４月１日施行　文部科学省　学校給食衛生管理基準　別紙 4-1）

⑭　学校給食によるアナフィラキシーショック

給食時間にシーフードシチューを食べていたところ、一人の生徒が咳が出てきた、息が苦しくなってきたと担任に申し出てきた。生徒はエビアレルギーがあり、学校給食では給食センターから除去食が提供されていたのだが、誤って通常のシーフードシチューが配膳され、エビの入ったシチューを食べていたことが判った。

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　担任は生徒から目を離さず、状況を観察する。
　（発見者が生徒だった場合は、周りの職員等に知らせるよう日常から指導しておく。）

イ　他の職員を呼び、協力を求める。他の生徒に呼びに行かせるなどして、担任は現場から離れないようにする。

ウ　緊急性が高いアレルギー症状がないか生徒の様子を観察する。

緊急性が高いアレルギー症状〈一般向けエピペンの適応（日本アレルギー学会）より〉

【消化器の症状】
- □　繰り返し吐き続ける
- □　持続する（我慢できない）お腹の痛み

【呼吸器の症状】
- □　のどや胸が締め付けられる
- □　声がかすれる
- □　犬が吠えるような咳
- □　持続する強い咳き込み
- □　ゼーゼーする呼吸
- □　息がしにくい

【全身の症状】
- □　爪や唇が青白い
- □　脈が触れにくい・不規則
- □　意識がもうろうとしている
- □　ぐったりしている
- □　尿や便をもらす

エ　緊急性が高いアレルギー症状がある場合
- 複数の職員で対応する
  - ●　学校長、教頭等「管理・監督者」
    - ○　現場に到着後、リーダーとなる
    - ○　エピペンの使用又は介助
    - ○　それぞれの役割の確認及び指示
    - ○　心肺蘇生やＡＥＤの使用
  - ●　担任等（発見者）「観察」
    - ○　生徒の観察を続ける（アナフィラキシーは急激に重篤な状態に至ることがある）
    - ○　エピペンの使用又は介助
    - ○　心肺蘇生やＡＥＤの使用
  - ●　職員Ａ（養護教諭）「準備」
    - ○　「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」及び生徒の学校生活管理指導表をもってくる。
    - ○　エピペン・ＡＥＤの準備
  - ●　職員Ｂ「連絡」
    - ○　救急車を要請する。
    - ○　他の職員を集める。
    - ○　保護者へ連絡する。
  - ●　職員Ｃ「記録」
    - ○　観察を開始した時刻、エピペンを使用した時刻及び５分ごとの症状を記録する。
  - ●　職員Ｄ「その他」
    - ○　他の生徒への対応
    - ○　救急車の誘導
- 緊急性が高いアレルギー症状があり、エピペンを処方されている生徒である場合は、ただちにエピペンを使用する。
- 救急車を要請する。
- その場で安静を保つ。（立たせたり、歩かせたりしない。）

オ　緊急性が高いアレルギー症状がない場合
- 保健室等、安静にできる場所へ移動する。
- 緊急性が高いアレルギー症状が出現しないか、５分ごとに観察を行う。
- じんましんや顔の腫れ等の症状がある場合は、速やかに医療機関を受診させる。

処置、報告等

校長は事故の概要や経過を電話で教育委員会へ報告し、エピペンを使用したり、緊急搬送したりした場合は、文書（別紙様式）による報告も行う

事後措置

ア　保護者へ事故発生の状況等について、説明を行う。

イ　校長は事故発生の経緯を整理し、対応について見直しを行い、事故の再発防止に努める。

ウ　スクールカウンセラーの派遣要請を含め、生徒の心のケアに努める

〈学校における食物アレルギー対応の大原則〉

○　食物アレルギーを有する生徒にも、給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

○　食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

○　「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

○　安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする

○　学校及び調理場（単独校調理場・共同調理場を含む、学校給食調理施設全体を指す。）の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

○　教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すと共に、各学校の取組を支援する。

〈学校がとるべき対応〉

１　食物アレルギー対応に関する基本方針策定
２　校内食物アレルギー委員会等の実施と、組織的な対応の実施
３　職員の役割の明確化
４　対応環境やマニュアルの整備
５　緊急時対応体制の整備と確保
６　職員への啓発と役割分担
７　保護者・学校間の連携
８　研修会の実施
９　事故・ヒヤリハットの事例の報告

〈調理場が取るべき対応〉

１　給食対応のための環境整備
２　調理員の啓発のための研修と自覚喚起
３　学校との連携

「学校における食物アレルギー対応指針」平成２７年３月（文部科学省）より抜粋

○　学校給食の誤食による食物アレルギー事故を起こさないためのチェックリスト（調理場・学校）

学校給食での食物アレルギー対応の開始

□　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下生活管理指導表）等で原因食品を確認した。

↓はい

献立作成

□　原因食品を使わない（全員が共通に食べられる）献立日を増やす等の配慮をした。

□　１つの献立の中に、同一の原因食品が重ならないように配慮した。

↓はい

食物アレルギー対応用の詳細な献立表及び対応計画の配布

□　詳細な献立表を作成し、記入漏れや間違いがないか複数でチェックした。

□　レベル２～４は個人プランに基づき対応計画を作成し、間違いがないか複数でチェックした。

□　事前に該当者の保護者、学級担任等に詳細な献立表・対応計画を送付し、承諾を得た。

対応レベル	留意点
レベル１	□　加工食品を使用する場合、原材料を確認し、献立表に記載した。 □　食べられない食品・料理が明確に分かるように標記した。
レベル２	□　アレルギーの原因食品を確認し、弁当持参の日を決めた。
レベル３	□　申請のあった原因食品を完全除去とした。 （１つの料理に複数の原因食品を使用した場合、除去食は全ての原因食品を除去した１種類とすることを基本とする）
レベル４	□　原因食品の含まれる料理を停止し、他の料理の提供とした。

↓はい

対応食調理・配食

□　事前に調理担当者を決め、調理作業工程表及び動線図で確認した。

□　加工食品は、検収の際に原材料表示により原因食品が含まれていないことを再度確認した。

□　対応食の調理にあたっては原因食品の混入がないよう、専用の調理器具により調理した。

□　除去すべき原因食品を全て除去しているか、加える食品に誤りがないか等を複数で確認した。

□　対象者の名前、対応内容等が分かるように表示するとともに、誤配食がないか複数で確認した。

↓はい

配送・配膳

〈受配校〉

□　給食受領の際、計画通りの対応食が届いているか確認した。

□　届いた対応食は、名前や対応内容を確認後、学級担任等が教室まで運搬し、本人に渡した。

〈単独校〉

□　学級担任等が給食室で対応食を受領し、名前や対応内容を確認後、教室まで運搬し本人に渡した。

〈受配校・単独校〉

□　届いた対応食の内容に誤りがないか、学級担任と本人が確認し、配膳した。

↓はい

給食を食べるとき

□　「いただきます」の前に、該当者の給食が計画通りの内容となっているか確認した。

□　原因食品を本人が除去して食べる（レベル１の対応）場合は、詳細な献立表により、献立と使用食品を確認した。また、生徒が原因食物を除去したか確認した。

別紙様式

令和　　年　　月　　日

鹿児島県教育庁保健体育課長　宛

霧 島 市 教 育 委 員 会
教育長　　○　○　○　○　印

アレルギー対応に係る報告書

1　対応した児童生徒について

児　童　生　徒	年　A組　　名前　　□男　□女		
管理指導表の有無	□有り　　□無し		
エピペンの持参	□有り　　□無し	アナフィラキシー既往	□有り　　□無し
ア　レ　ル　ゲ　ン			

2　献立と学校給食における対応状況（食物アレルギー対応の場合は記入する）

献　　立	
使用食材	
学校給食における対応	

3　発生状況及びその後の対応

発声日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分		
発声場所		発見者（職名）	
○：○	※　時系列で記入する。 ※　どのような経緯で症状が出て、誰が、どのように対応したかを記入する。 ※　現時点で把握できている状態を記入する。		

⑮　学校における感染症

３年生の生徒Ａの家族が結核を発病していることが分かった。その後、保健所の指示により生徒の家族が接触者健康診断を受けた結果、当該生徒は結核と診断された。

事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　校長は、校内の状況を確認し、学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、当該生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。（教育委員会と保健所には速やかに出席停止開始報告を行う。）

イ　学校欠席者情報収集システムに入力する。

ウ　他の二次感染者発見のため、健康観察や職員間の情報交換により生徒の健康状態を把握する。

エ　当該生徒の交友関係、学校活動等の調査を行う。

オ　接触者の結核健康診断結果など過去の結核に関する健康診断の結果を把握しておく。

処置、報告等

ア　学校医、保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止、その他の事後措置の計画を立てる。

イ　保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。

ウ　接触者の特定リストの作成に協力する。

エ　情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、生徒の健康状態の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）

オ　教育委員会や保健所、報道機関には窓口を一本化し校長又は教頭が責任を持って対応できる体制をとる。

カ　集団感染が確認されるなどの状況によっては、鹿児島県保健福祉部から報道関係への情報提供する婆があるため、教育委員会と連携をたりながら対応する。（集団感染とは、一人の感染源から三人以上の二次感染者ないしは２０人以上の被感染者が見られた場合をいう。）

キ　教育委員会へ第一報を電話で報告する。第二報以降については様式を定めないが、必要に応じて報告する。

ク　生徒の出席停止及び解除の報告については、感染症報告書で報告する。

ケ　結核の集団発生があった場合は、感染症予防法第１７条に基づき結核の有無について臨時の健康診断が実施される。学校は保健所で実施する健康診断が円滑に進められるよう協力する。

※　公立小中学校は、各市町村等教育委員会の定める様式を用いて、該当市町村教育委員会へ報告する。

生徒・保護者への連絡等

ア　生徒 A と接触した生徒の保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。

イ　保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力を要請する。

ウ　保護者からの相談（保健所の紹介など）への対応をする。

エ　必要に応じて、生徒への説明を実施する。

オ　個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

事後措置

ア　校長は、結核発生の経緯を整理し、対応についてまとめ、保健指導の充実推進を図り、結核を含めた感染症の予防に努める。

イ　スクールカウンセラーの派遣要請を含め、生徒の心のケアに努める。

※　その他の感染症が発生した場合も含め「学校における感染症発生時の措置」を参考に対応する。

日常の対応

ア　学校は集団生活する場であり、結核が発生したら集団発生する虞が十分あるため、生徒及び職員の結核健康診断は全員が必ず受診するようにする。また、精密検査受診対象者の受診の確認と結果の把握をする。

イ　生徒に対しては保健学習及び保健指導を行い、日常生活において感染症予防のための実践、特に規則正しい生活習慣の形成ができるように指導する。特に結核は免疫力を高めるために体力をつけることが大切であるため、日頃から運動を行うとともに、栄養・休養・睡眠などを適切にとるよう指導する。

ウ　生徒に対して健康観察等により体調の異常等発見に努め、結核を疑う症状（咳、たん、発熱などの呼吸器症状が２週間以上継続するような場合）が長引いている生徒には、速やかに学校医、又は医師の診断を受けさせるなど患者の早期発見に努める。

エ　地域における結核の発生及び流行状況に注意し、早期発見に努める。

※　資料「学校における結核対策マニュアル」文部科学省（平成２４年３月発行）

関係法令

- 学校保健安全法第１３条（児童生徒の健康診断）　第１８条（保健所との連絡）
  第１９条（出席停止）
- 学校保健安全法施行令第５条（保健所と連絡すべき場合）
- 学校保健安全法施行規則第１８～２１条（感染症・出席停止等）等

参考

○　感染症の種類（学校保健安全法施行規則第１８条）

１　学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、ペスト、ジフテリア、鳥インフルエンザ等
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、水痘、等
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染、腸チフス、流行性角結膜炎等

２　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定に関わらず、第一種の感染症とみなす。

○　学校における感染症発生時の措置

（平成２５年７月　鹿児島県教育委員会　学校における危機管理の手引き　Ｐ３－３７）

⑯　巨大地震・噴火

地震
　５校時授業中にマグニチュード８．７の大きな地震が発生し、県内のほぼ全域が震度６強の激しい揺れに襲われた。校舎内の多くの窓ガラスは割れ、テレビや蛍光灯等も落下した。揺れている間、生徒は机の下に隠れ、身を守っていたのでケガはほとんどなかったが、恐怖のあまり一時、パニック状態になった。

噴火
●授業中に霧島山（新燃岳）の爆発的噴火があり，強い爆音と揺れ，空振による教室の窓ガラスが割れ，そのガラスの破片でけが人が発生した。

災害発生からの対応のポイント（地震）
初期対応（地震）
ア　緊急地震速報が放送された時は、揺れが到達するまでの間に、生徒に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう呼びかけると共に、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われた時も可能な対応行動をとる。
イ　普通教室で授業中の場合は、生徒を机の下に潜らせ机の脚をしっかりと持たせる。
ウ　身を隠すところがない場合は、手近にある本等で頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど場所や状況に応じた行動をとらせる。
エ　火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で火災発生の防止に努める。揺れが収まったらガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
オ　恐怖と不安で生徒がパニック状態になっているので、職員は生徒が落ち着いて行動できるように具体的な指示をする。
カ　ドアや窓を開け、脱出口を１カ所以上確保する。
キ　防災行政無線、ラジオ、テレビ等から情報収集を行う。
ク　落ち着いて行動する。
（噴火）
●　空振により，窓ガラスが飛散することがあるため，教室等では中央部分に避難する。さらに，カーテンや雨戸を閉めてガラスの飛散に備える。
●　外にいる場合は，建物の中や屋根の下に非難して，噴石や落下物から身を守るように指示する。
●　降灰時にはできるだけ外出しないようにし，外出の際は，マスクや降灰対策用ゴーグル等を着用する。
●　火気を使用中の場合は，直ちに消火し，ガスの元栓を閉め，電気器具のコンセントも抜く。
●　出入り口を開放するなど避難口を確保する。
※　防災行政無線、ラジオ、テレビ等から情報収集を行う。被害状況等を把握する。
避難する時（地震）
ア　校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。
イ　火災が発声した場合、出火場所を周知し迂回するよう指示する。
ウ　各職員は、生徒に対して適切な避難経路を指示した上で先導する。（隣のクラスと連携して先頭や最後尾に職員がつくように工夫する。）
エ　負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
オ　頭を覆い、上履きのまま、避難場所へ行く。
カ　煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い避難する。
キ　海岸付近では津波のおそれがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。
ク　避難場所に集合後、人数確認をする。（出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。）
（噴火）
●　避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後，教職員や生徒に校内放送等で避難の指示を行う。
●　指示に従い，生徒の避難を開始する。
●　「押さない，走らない，しゃべらない」等，落ち着いて行動するように指導する。
●　避難経路，避難場所において誘導と安全確保に努める。
●　校内放送が使用できない場合は，ハンドマイクを用いて校庭側から伝える等の確実な伝達方法により，各教室に避難指示を伝える。指示伝達の確認も必ず行う。
●　逃げ遅れた者等がいないか確認する。
行政機関への報告（地震・噴火）
ア　校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。
イ　必要があると判断したら消防等の関係機関、市町村災害対策本部、教育委員会等へ救助要請等を行う。
下校（地震・噴火）

ア　生徒を下校させる場合には、余震や津波を考慮するとともに事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確保できるまで、学校に生徒を留まらせる。
イ　生徒や教職員の負傷の程度に応じて速やかに救急車を要請するとともに、救護・衛生担当班を組織し対応する。
ウ　下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合は、保護者への引渡を行う。
エ　メール連絡をして、原則として保護者への引渡を行う。なお、保護者と連絡が取れないときは学校に待機させる。

心のケア（地震・噴火）

ア　ショックを受けている生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
イ　心のケアを必要とする生徒に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分な連携を図り対応する。また、PTSD（外傷後ストレス障害）になることも考えられるので継続的な心のケアを行う。

避難所の開設（地震・噴火）

市町村対策本部から避難所開設の連絡があった時は、避難所が円滑に運営されるよう、施設管理者として必要な対応を行う。

授業再開に向けた対応（地震・噴火）

教育委員会と連携して授業再開に向けた対応を行う。

安全指導（教育），安全管理の充実

学校保健安全法第２７条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

安全指導（教育）（地震・噴火）

ア　学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、学級活動、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。
イ　職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。
ウ　防災訓練については、様々な状況を想定しての避難・引渡訓練を計画的に実施するとともに消防等関係機関の協力を得ながら、PTA・自主防災組織と連携した合同訓練の実施に努める。
エ　緊急地震速報のしくみ、放送される基準、放送される内容、放送された場合にとるべき行動等について、生徒及び職員に周知徹底するとともに訓練などの機会を通じて落ち着いて身を守る行動がとれるようにしておく。生徒に対し「机の下にもぐる」，「本を頭にのせる」，「姿勢を低くする」等，その場に応じた的確な指示が，地震発生と同時にできるように訓練しておく。
オ　霧島ジオ学習会等を通して霧島山の特徴や噴火の仕組み等について学習する。

安全管理（自然災害）

ア　日頃から安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。
イ　職員室・保健室・事務室等においては緊急時に対応できるような必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検を行う。
ウ　学校や地域の実態に即し、地震、火災、風水害等の発生に備えた具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、所在市町村の防災担当課と協議の上、定めておく。

避難指示・誘導体制の整備（避難指示等）（地震）・・・・・・「鹿児島県地域防災計画」より

県内に「震度４以上の地震」もしくは「長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 （要援護者避難） 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動が出来る者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

※　公立小中学校は、市町村で定める基準による。

関係法令等

- 国家賠償法第２条
- 消防法第８条（防火管理）
- 学校保健安全法第２６～３０条
- 災害対策基本法第４６～４８条
- 鹿児島県地域防災計画地震・津波災害対策編
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

⑰　集中豪雨

雨天の日、授業を実施中、突然雨が激しくなり、学校の周囲を確認したところ、学校周辺の道路上に水が溢れ始めていた。みるみるうちに学校周辺の低地は冠水し水の深さは膝下程度になるところもあった。雨は、一層激しさを増し水位は高くなってきた。

※　校長は、大雨等の予報が出されているとき、気象庁ＨＰレーダー・ナウキャスト等で雨雲の動きを把握する。

災害発生からの対応のポイント

初期対応

ア　防災行政無線、気象関係のホームページ等で、気象情報や河川情報、避難勧告の発令を確認する。

イ　学校周辺・公共交通機関の状況を常時監視・確認する。

ウ　校舎内への浸水の可能性がある場合は、速やかに生徒を高所・高台に避難させる。

エ　可能であれば、重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物などを安全な場所に移動する。

オ　風雨の状況により、生徒を学校に留まらせたり、保護者へ引渡を行うなどする。

カ　始業前で生徒が家庭にいる時は、休校、自宅待機の措置を講ずる。

避難する時

ア　各職員は安全を確認した上で生徒に対して適切な避難経路を指示した上で先導する。（隣のクラスと連携して先頭や最後尾に職員がつくように工夫する。）

イ　できるだけ早く高所、高台へ避難する。

ウ　学校外へ避難する際は、排水溝や側溝などが冠水で分からない場合があるので、気をつける。

エ　風が強い場合は、飛来物にも注意する。

オ　避難場所に集合後、人数確認をする。（出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。）

行政機関への報告

ア　校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

イ　必要があると判断したら消防等の関係機関、市町村災害対策本部、教育委員会等へ救助要請等を行う。

下校

ア　生徒を下校させる場合には、風雨の状況を把握するとともに事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確保できるまで、学校に生徒を留まらせる。

イ　下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合は、保護者への引渡を行う。

心のケア

ア　ショックを受けている生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。

イ　心のケアを必要とする生徒に対しては、保護者並びに養護教諭等と十分な連携を図り対応する。また、PTSD（外傷後ストレス障害）になることも考えられるので継続的な心のケアを行う。

避難所の開設

市町村対策本部から避難所開設の連絡があった時は、避難所が円滑に運営されるよう、施設管理者として必要な対応を行う。

授業再開に向けた対応

教育委員会と連携して授業再開に向けた対応を行う。

安全指導（教育），安全管理の充実

学校保健安全法第２７条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

安全指導（教育）

ア　学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、学級活動、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。

イ　職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。

ウ　防災訓練については、様々な状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに消防等関係機関の協力を得ながら、PTA・自主防災組織と連携した合同訓練の実施に努める。

安全管理

ア　校区の過去の災害や被災の危険度について確認しておく。

イ　気象情報や交通情報の収集方法を確認しておくとともに、平素から関係機関と十分連携をとり、災害発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。

ウ　日頃から安全点検の実施計画（チェックリストを含む。）を作成し、施設・設備の全般について定期点検を行う。

エ　排水溝、雨樋、側溝、雨水ます等の目詰まり、屋根材のはがれや窓など開口部の破損等がないか点検・清掃を行う。

オ　重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物などを安全な場所に移動する方法を定めておく。

カ　学校や地域の実態に即し、風水害の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、所在市町村の防災担当部所と協議しておく。

関係法令等

- 国家賠償法第２条
- 学校保健安全法第２６～３０条
- 災害対策基本法第４６～４８条
- 鹿児島県地域防災計画地震・津波災害対策編
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

⑱　学校が避難所となったときの対応

土曜日の午前１０時に巨大地震が発生した。霧島中学校の被害はガラスが数枚割れた程度であったが、学校付近の避難所を含め、住宅は多くが倒壊し、１５時には多くの被災者が中学校に避難してきた。

災害発生からの対応のポイント

初期対応

ア　部活動等で登校している生徒と職員の安否を確認する。

イ　負傷者の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急処置を行う。

ウ　火災の防止に努める。

エ　在宅生徒の安否を確認する。

オ　防災無線、メディア等から災害情報を収集する。

カ　登校している職員は校長に連絡をする。

キ　校長は、学校外にいる職員の安否の確認と中学校の状況を説明する。

ク　行政からの依頼を受け、避難所開設に向けて協力する。

ケ　学校外にいる職員は、防災行政無線、防災マニュアル等に基づき、可能であれば出勤し、配備につく。

避難所の開設

ア　施設・設備の被害状況を点検する。

イ　避難場所の破損物を片付ける。

ウ　避難場所のレイアウト（受付・通路・居住スペース）を決める。

エ　立入禁止区域、危険箇所及び使用除外施設をロープや張り紙などで区別する。

オ　避難場所の使用を開始までの順序・役割等を定め、順序に従って使用を開始する。

カ　避難場所（体育館等）の開場を行う。

キ　避難者を避難場所に誘導するなど協力する。

ク　受付で避難者名簿への記入を促し、自治会（公民館）ごとに避難者の人数を確認する。

ケ　学校災害対策本部を立ち上げる。

下校

ア　通学路の安全が確認できるまで学校（避難場所）に生徒を留まらせる。

イ　生徒を下校させる場合には、余震や津波を考慮すると共に、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確保できるまで、学校に生徒を留まらせる。

ウ　安全が確認された場合又は保護者が学校へ避難（迎え）等してきた場合は、保護者への引渡を行う。

行政機関への報告

ア　校長は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

イ　学校が所在する自治体の災害対策本部に状況を報告する。

避難所運営組織への引継

ア　避難所運営組織の立ち上げや運営に関する協議のために、市町村の防災担当者、自主防災組織及び学校が会議を行う場を提供する。

イ　避難者等による自主的な避難所運営に必要な業務が早急に開始されるよう支援する。

避難所運営への協力

ア　施設管理者として、避難所の運営に協力する。

イ　避難所運営組織の会議等には管理職等が参加する。

ウ　避難者には、避難所運営組織設置後は、学校は教育再開に向けて取り組んでいくことをあらかじめ周知しておく。

教育再開に向けた取組

ア　教育活動が平常の状態に復旧するまでの間、教育委員会の方針に基づき、できるだけ早期に学校を再開し、短縮授業等の応急的な教育を実施するための計画を策定する。

イ　避難者には、避難所運営組織設置後は、学校は教育再開に向けて取り組んでいくことをあらかじめ周知しておく。

ウ　校長は、学校施設、職員、生徒、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、教育再開の時期を決定する。

避難所を開設するにあたって

避難所（体育館）のレイアウトでの注意事項

ア　通路を作る。

イ　プライバシーに配慮し、男女別の更衣室を確保する。

ウ　情報が行き届くように、共同スペースに掲示板等を設置する。

エ　夏には給水所、冬には暖房器具を設置する。

使用除外施設の例

ア　管理スペースとしての校長室

イ　学習を行う普通教室、特別教室

ウ　保健室

エ　給食施設

災害時要援護者等への配慮

ア　出入り口のスロープを設置し、身障者用トイレを確保する。

イ　帰宅困難者等のスペースを作る。

ウ　仮設トイレの設置については、特に女性、子どもの安全安心に配慮する。

エ　要援護者用のスペースは、通路に近い場所に設ける。

個室として用意した方がよいスペース

ア　避難所運営組織本部

イ　物資倉庫

ウ　放送室

エ　インフルエンザ等対策室

オ　体調不良者の休憩スペース

カ　高齢者（要援護者）の部屋

キ　授乳スペース

ク　子ども・親子が安心して遊べるスペース

ケ　災害時に設置させる固定電話のブース

関係法令等

- 鹿児島県地域防災計画地震災害対策編・一般災害対策編
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省　平成２５年３月改訂）
- 避難所運営ガイドライン（内閣府【防災担当】平成２８年４月

⑲　学校施設の爆破予告

水曜日の午前１０時、霧島中学校に、男から「昨夜、学校の中に爆弾を仕掛けた。１２時に爆発するようにしてある。」という電話があった。電話を受けた職員は、爆弾を仕掛けた場所を聴き取ろうとしたが、相手は返答せず電話を切った。

災害発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　爆発予告を認知した職員は次のことの把握に努める。

【把握に努める内容】

○　電話、手紙、メールによる予告共通

・いつ爆発するのか　・どこに爆発物を仕掛けてあるか　・爆発物の種類　・仕掛けた理由

○　電話による予告

・性別　・年齢　・声の質　・訛り　・声の背後に聞こえる音

○　手紙による予告

・消印　・文字の特徴

○　電子メールによる予告

・送信元のメールアドレス

イ　予告を認知した職員は、把握した内容を直ちに校長に報告する。

ウ　校長は１１０番通報し、必要な指示を受ける。教育委員会へも速やかに報告する。教育委員会は近隣の学校へも連絡し、備えるよう指示する。

エ　必要に応じて消防署にも通報する。

オ　校長は、最悪の事態を想定し、安全な場所に全生徒・職員を避難の準備に入る。

カ　校長の指示を受け教頭は全職員を招集し、事実を説明するとともに生徒を避難誘導するよう支持するよう支持する。爆発まで時間が無い場合は、校内放送等で連絡する。

キ　職員が分担し避難経路及びその付近に不審物がないかを確認の上、迅速な避難誘導を行う。

ク　職員は避難後に点呼を行い逃げ残っている生徒がいないか確認する。

ケ　教頭は、職員から避難の完了と不審物の情報を確認し、校長へ報告する。

コ　職員は、避難した生徒の気持ちを落ち着かせるなど心のケアに努める。

サ　教頭は、校内の情報を収集し、事実と対応の経過を記録する。

シ　校長は、適宜、経過を教育委員会へ報告する。

セ　教頭は、学校敷地内に来客や業者等が立ち入らないように職員を校門等に配置する。

警察による捜索と対応

ア　捜索等への協力

○　校内捜索への協力

・校舎配置図などを提供する。

・校内を案内する者が随行する。

○　事情聴取

・校長及び予告を認知した職員に対する事情聴取

・校内の不審物の存在情報の把握

イ　捜索後の対応

○　爆発物が発見された場合

・校長は、警察の指示に従い、避難場所を再検討し必要に応じて変更する。

・校長は、保護者の引渡など下校方法について決定する。

・校長は、警察の指示に従い、消防署等の関係機関に連絡する。

・校長は、教育委員会に報告する。

・爆発物処理後、授業再開の時期等を決定する。

・教頭は、保護者宛の説明文書を作成し、生徒が下校するまでに配布する。

・校長は、授業再開に当たり、生徒に事実等を説明する。

○　爆発物が発見されなかった場合

・校長は、爆発物に対する警察の判断に基づき授業の再開を決定する。

・校長は、授業の再開に当たり、生徒に事実等を説明する。

・教頭は、保護者宛の説明文書を作成し、生徒が下校するまでに配布する。

爆発が発生した際の対応

ア　避難完了前に爆発した場合

・校長は、１１９番に通報するとともに生徒・職員を安全な場所に避難させ、安否を確認する。

・負傷者を確認し、応急手当を行うとともに重傷者については救急車による搬送を行う。

・職員は、負傷者の搬送先の病院を確認し、教頭へ報告すると共に、保護者へ連絡する。

・校長は、教育委員会に報告する。教育委員会は近隣の学校に連絡し、備えるよう指示する。

・爆発物処理後、警察からの立入の許可が出た後、職員は、手分けをして校舎等の被害状況を確認し、教頭へ報告する。

・校長は、詳細を教育委員会へ報告する。

・教頭は、保護者宛の説明文書を作成し、生徒が下校するまでに配布する。

・職員は、生徒を安全に下校させる。

イ　避難完了後に爆発した場合

・校長は、１１９番に通報するとともに、教育委員会へ第１報を報告する。

・職員は、再度点呼し、生徒に負傷者がいないか確認する。

・爆発物処理後、警察からの立入の許可が出た後、職員は、手分けして校舎等の被害状況を確認し、教頭へ報告する。

・校長は、詳細を教育委員会へ報告する。

・教頭は、保護者宛の説明文書を作成し、生徒が下校するまでに配布する。

事態が終息した後の対応

ア　警察や消防の現場検証に協力する。

イ　負傷した生徒やショックを受けている生徒に対する心のケアを行う。

ウ　学校再開に向けて、教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、職員の確保等必要な対応を速やかに行う。

エ　事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

報道への対応

○　報道への情報提供は、教育委員会、警察と連携して実施する。また、個別の取材に対して、何をどこまで説明するかを決めておく。なお、対応の窓口は校長（又は教頭）に一本化する。

日頃の安全対策のポイント

事故発生に備えた学校の体制の確立

ア　年度当初に事件発生時の職員の役割分担を定め、全職員が共通理解するとともに見えやすい場所に掲示しておく。

イ　緊急な場合に連絡する警察署、消防署、医療関係、関係諸機関の所在地及び電話番号など見えやすい場所に掲示しておく。

ウ　様々な想定に基づいた避難訓練などを通して、生徒の緊急避難が速やか且つ確実に行われるようにしておく。

エ　職員不在時の校舎等の施錠を確実に行うとともに、日中においては、不審者侵入を防止するために監視を強化する。

令和○○年○○月○○日

保護者の皆様へ

霧島市立霧島中学校
校　長　　○○ ○○

●月●日の集団下校について（お知らせ）

初秋の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと拝察いたします。
さて、本日、本校に不審な情報が入りました。（●現在の状況等　説明・・・。）警察署・教育委員会等関係機関と検討の結果，生徒の安全を考え、本日から、下記のように対応しますのでよろしくお願いします。

記

□　●月●日（●）について
１　本日の下校
◎　生徒の安全を考え、職員付き添いで集団下校。

□　▽月▽日（▽）について
１　明日の登校
◎　午前中、現場検証等、自宅待機
◎　午後、１２時００分登校、１２時３０分～給食準備・給食
　　５校時より通常授業
２　明日の下校
◎　集団下校

□　△月△日（△）について
１　明後日の登・下校
◎　平常通りに登・下校。

※　状況により生徒の安全を考え、緊急に連絡をとることもありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

※　不審物・不審者を見つけたり、見かけた時は、近寄らず、すぐに警察・学校にご連絡ください。

連絡先
霧島警察署　ＴＥＬ：４７－２１１０
霧島中学校　ＴＥＬ：５７－０８３６

⑳　学校周辺におけるテロの発生

木曜日の午前１０時、鹿児島空港において国籍不明のグループが爆発テロを行ったことにより多数の死傷者がでた。県は国の緊急対処事態の認定を受け、警報の通知、避難の指示などをテロ対処の初動体制を実施した。霧島市立霧島中学校へは、午前１０時３０分に警報の伝達があり、その後避難の指示があった。

事件発生からの対応のポイント

初期対応

ア　校長は、警報の内容を早急に職員に伝えるとともに事態の推移によっては保護者への緊急連絡、生徒の緊急避難等の措置等を行う可能性があることを説明する。

イ　職員は、保護者への緊急連絡、緊急避難等の措置に備える。

ウ　校長は、教育委員会等からの緊急連絡をいつでも受けることができるようにするとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。

エ　避難の指示がでたら保護者への緊急避難を始めるとともに生徒に校内放送、集会等で速やかに事実を説明し、避難の準備を開始する。

オ　生徒を落ち着かせ、不安を払拭する。

避難する時

ア　避難指示が出た場合

- 担任は、保護者に連絡し引渡を行う。
- 保護者と連絡が取れない、保護者の事情等で引き渡すことができない生徒については、学校単位の集団で避難を行う。
- 避難は、市町村の対策本部から指定された場所へ指定された方法で行う。

イ　突発的な攻撃の場合

- 屋内にいる場合
  - ○　ドア・窓を閉める。
  - ○　ガス・水道・換気扇を止める。
  - ○　ドア・壁・窓ガラスから離れる。
- 屋外にいる場合
  - ○　近くの堅牢な建物に避難する。
  - ○　バス等で移動している場合は、可能な限り道路外の場所に車両を止める。
- 緊急避難指示が出た場合
  - ○　避難は、市町村の対策本部から指定された場所へ、指定された方法で行う。
  - ○　非常持出品をもって避難する。
  - ○　生徒は生徒手帳、職員は運転免許証等の身分を証明できるものや引渡カード等を持って避難する。
  - ○　校舎の戸締まりを済ませて避難する。
  - ○　事態終息後、学校に迎えに来る保護者に対して避難していることや安全確認後連絡をとることを示した看板等を設置する。

行政機関への報告

ア　校長は、継続して教育委員会と連絡をとる。

イ　必要があると判断したら、市町村災害対策本部へ救助要請等を行う。

避難後の措置

ア　生徒を落ち着かせ、不安を払拭する。

イ　避難所の責任者に避難した生徒数及び職員数を報告するとともに教育委員会等の関係機関と連携しながら生徒の安全の確保、場合によっては食事等の確保が円滑に行われるようにする。

ウ　生徒の安全確認後、速やかに保護者と連絡をとる。可能な場合は、引渡を行う。

安全指導（教育），安全管理の充実

安全指導（教育）

ア　職員の危機管理能力を向上させるための校内研修等を実施する。

イ　災害を想定した避難訓練等と合わせて、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施する。

関係法令等

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- 鹿児島県国民保護計画

参考資料

- 武力攻撃やテロから身を守るためのパンフレット

【国民保護の仕組み】

国民保護のための措置は大きく、避難、救助、被害の最小化の３つから構成されている。

	国（対策本部）	県（対策本部）	市（対策本部）	
避　　難	・警報の発令 ・避難措置の指示	・警報の市町村への通知 ・避難指示	・警報の伝達 ・避難指示の伝達 ・避難住民の誘導	住民（協力）
救　　援	・救援の指示	・救援	・救援の補助	
被害の最小化	・自衛隊、海保による措置 ・必要に応じて、武力攻撃災害への対処指示	・警察による指示 ・緊急通報の発令 ・必要に応じ、武力攻撃災害の防御の指示	・消防、救助・救出・搬送 ・警戒区域の設定・退避の指示 ・緊急通報の指示	

指示→

㉑　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）・弾道ミサイル落下時の行動について

ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Ｊアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレントともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報が知らされる。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）・弾道ミサイル落下時の対応のポイント

状況把握とその対応

ア　弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾するので、メッセージが流れたら、校長は、直ちに以下の行動をとるように指示する。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物等に避難する。
- 近くに適当な建物が無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

イ　校長は、行政からの指示に従って、落ち着いて行動するように指示する。

ウ　メディア等を通じて情報を収集に努める。

【校外活動中の場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物等に避難する。
- 近くに適当な建物が無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- 計画の段階で、様々な危険事案が発生した場合を想定し、活動場所での情報伝達や避難について確認しておく。
- 引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行し、情報収集の手段を確保しておく。
- 生徒に対しては、自由行動中など職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について事前指導をする。

【登下校中の場合】

- 入手した情報（警報・周囲の変化等）に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるように事前指導しておく。

【生徒が自宅にいる場合】

- 安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。
- 登校前であれば、登校時間の変更や臨時休業等の連絡や安否の確認を学級連絡網等で行うことを確認しておく。

ア　校長は、教育委員会・関係機関と連携し、登校時間の変更や臨時休業等の判断をする。

近くにミサイルが着弾した時の対応

ア　弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なるが以下の行動をとる。

- 校長は、被害状況を確認し、負傷者がいる場合は、直ちに応急処置（必要に応じて緊急搬送の依頼）を行う。
- 生徒を落ち着かせ、不安を払拭する。

【屋外にいる場合】

- 口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内（校舎・体育館の地下、場合によっては羽島交流センター）の部屋または風上に避難する。

【屋内にいる場合】

- 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

イ　メディア等を通じて情報を収集に努める。続報を確認し、行政からの指示に従って、落ち着いて行動する。

ウ　被害状況を正確に把握し、生徒の安全確認後、速やかに保護者と連絡をとる。可能な場合は、引渡を行う。

エ　教育委員会へ被害状況や学校の対応を報告する。

ミサイルが着弾した時の対応

ア　弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なるが、メディア等を通じて情報を収集に努め、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

ミサイルが通過・領海外に落下した場合の対応

ア　その旨の情報が知らされ、引き続き屋内避難をする必用はないが、不審な物を発見した場合は決して近づかず、直ちに警察や消防などに連絡するよう指導する。

安全指導（教育）、安全管理、組織活動（研修を含む）の充実

安全指導（教育）

ア　生徒の実態に応じた安全指導を行う。

イ　生徒を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮する。

安全管理

ア　当該自治体の国民保護計画、国民保護ポータルサイト等を参考に、学校及び地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行う。

イ　Ｊアラート等を通じた緊急情報が発信された際の臨時休業等の対応について、学校の設置者と協議の上あらかじめ定めておく。

組織活動（研修を含む）

ア　Ｊアラート等を通じた緊急情報が発信された際の生徒等の安全確保等の方策について危機管理マニュアルをもとに全職員で共通理解を図っておく。

イ　学校の設置者や市町村の危機管理部局、教育委員会との連携を図る。

ウ　地域や関係機関、小学校と連携した避難訓練を推進する。

関係法令等

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- 鹿児島県国民保護計画

参考資料

- 武力攻撃やテロから身を守るためのパンフレット
- 内閣官房国民保護ポータルサイト　２０１７年

情報伝達の基本的な流れ

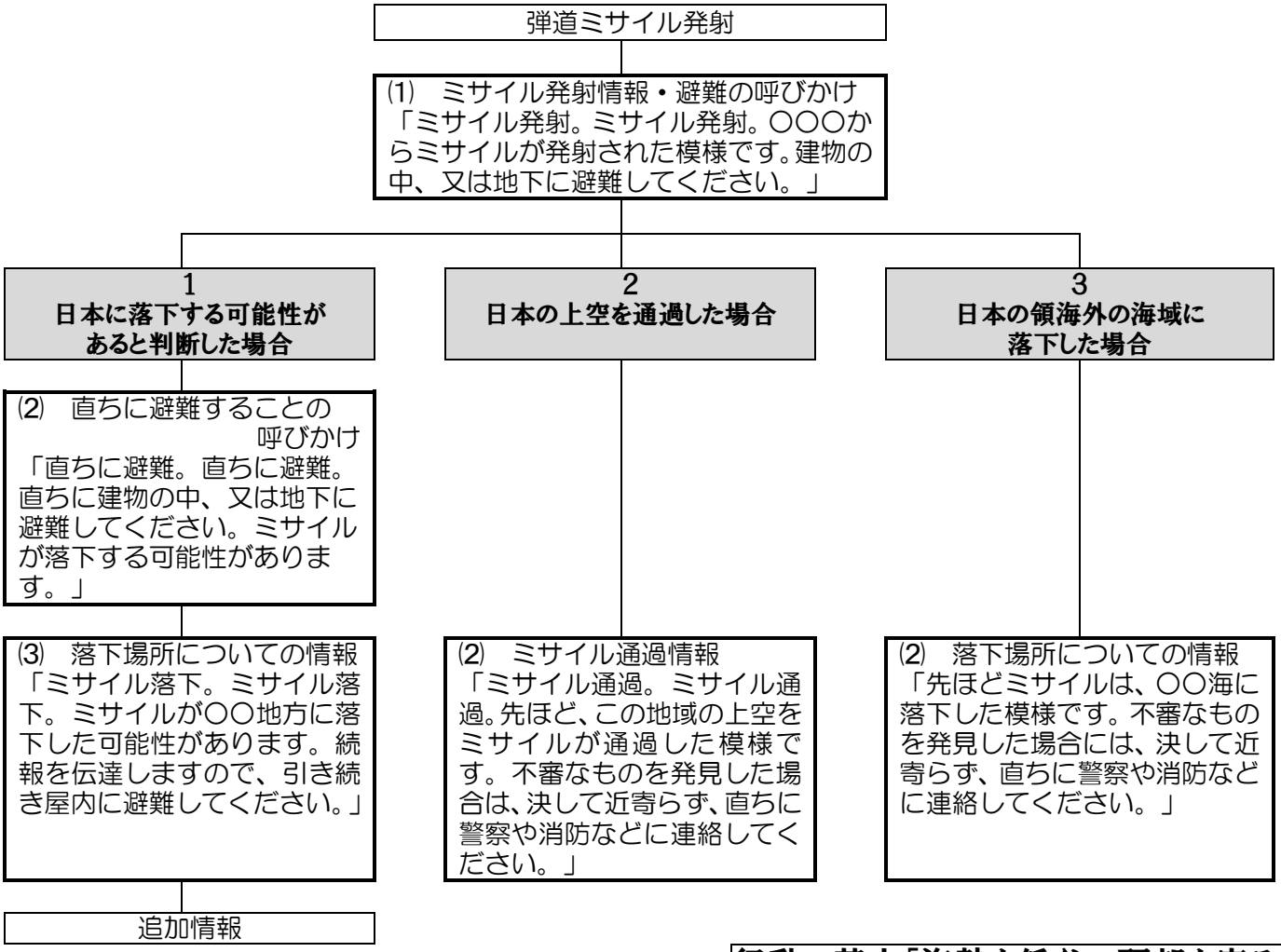

行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

㉒　インターネット上の犯罪被害への対応

○　自画撮り画像の送信

●　女子生徒Ａは、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。

○　危険な出会い

●　親とけんかした女子生徒Ｂは、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。

●　男子生徒Ｃは、コミュニティサイトで知り合った男と実際にあった結果、わいせつな行為をされその様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」等脅された。

事件発生からの対応のポイント

対応

ア　事前に事件に繋がりそうな情報や事件、被害を知った職員は、速やかに校長に報告する。

イ　職員間の共通理解を図る。

ウ　職員は、生徒・関係生徒への聞き取り、事実確認を行い、保護者へ連絡をする。

エ　生徒を落ち着かせ、不安を払拭する。

行政・関係機関への報告

ア　校長は、教育委員会と連絡をとる。

イ　必要があると判断したら、警察や関係機関等への協力要請等を行う。

事件後の措置

ア　生徒を落ち着かせ、不安を払拭する。

イ　事件後も保護者と連絡をとり、家庭での様子等を把握する。

ウ　インターネット等の利用について指導を継続する。

安全指導（教育），安全管理の充実

安全指導（教育）

ア　職員の危機管理能力を向上させるための校内研修等を実施する。

イ　生徒を対象とした、専門家の講師を招聘するなど工夫をし、携帯・スマートフォン・ネットの利用等について指導を行う。

ウ　保護者への啓発を行う。（ネット利用についての講話・学校だより・学級だより等の活用）

参考資料

- 子供の性被害対策（警視庁）
- インターネット利用に係る児童の犯罪被害防止啓発動画（公益財団法人警察協会）
- 情報モラルの充実（文部科学省）
- 青少年を取り巻く有害環境対策の推進（文部科学省）

㉓　コロナウイルス感染症への対応

感染事例

２年生の生徒Ｂの家族がコロナウイルスに感染していることが保護者の届けによって分かった。その後、保健所の指示によりＰＣＲ検査を受けた結果、該当生徒も陽性であることが分かった。

感染症の予防

ア　普段から、感染症の予防対策（手洗い・咳エチケット・３つの密の理解と適切な対応）や新しい生活様式等について対応を周知徹底

イ　地域における感染の状況、地域の感染レベルの把握（学校の行動基準）

<table>
<tr><th></th><th>都道府県の状況</th><th>ステージ</th><th>身体的距離
感染リスクが
高い教育活動</th><th>部活動
（自由意志の活動）</th></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域</td><td>ステージⅣ
爆発的な感染拡大、医療体制機能不全を避ける対応</td><td rowspan="2">できるだけ２ｍ
（最低１ｍ）

行わない</td><td>個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル２</td><td rowspan="2">①「感染拡大注意都道府県」特定都道府県の指定基準の半分程度・必要に応じ知事が対応の協力要請を行う地域
②「感染観察都道府県」感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在したことにより当面の間注意を要する地域</td><td>ステージⅢ
感染者の急増、医療体制の大きな支障の発生を避ける対応</td><td rowspan="2">１ｍを目安に学級内で最大限の間隔

拡大局面
感染リスクの高い活動停止
収束局面
感染リスクが低い活動から徐々に実施</td><td rowspan="2">感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底</td></tr>
<tr><td>ステージⅡ
感染者の漸増、医療体制への負荷が蓄積する段階</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>「感染観察都道府県」に相当する感染状況であり、レベル２にあたらない地域</td><td>ステージⅠ
感染者の散発的発生、医療体制に支障がない段階</td><td>１ｍを目安に学級内で最大限の間隔

適切な感染対策を行った上で実施</td><td>十分な感染対策を行った上で実施</td></tr>
</table>

レベル１～３のいずれの地域に該当するかは、地域の感染状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主幹部局と相談の上、学校の設置者において判断

感染情報からの対応のポイント

状況把握とその対応

ア　校長は、校内の状況を確認し、教育委員会、保健所、に連絡する。また学校医、学校薬剤師等と連携する。当該生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。（教育委員会と保健所には速やかに出席停止開始報告を行う。）

イ　委員会と連携し、生徒及び濃厚接触者の出席停止、学校の全部又は一部の臨時休業。

ウ　保健所、学校医と連携し、該当感染者が活動した範囲を特定して消毒をする。

エ　他の二次感染者発見のため、健康観察や職員間の情報交換により生徒の校内における活動の態様や接触者の多寡等について当該生徒の交友関係、学校活動等の調査を行う。

オ　学校内で発熱等の風邪症が発生した場合は、帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するように指導する。

処置、報告等

ア　保健所、教育委員会の指導、学校医・学校薬剤師等の協力を得て、今後の学校運営上の措置、健康診断、出席停止、その他の事後措置の計画を立てる。

イ　保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。

ウ　接触者の特定リストの作成に協力する。

エ　情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、生徒の健康状態の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）

オ　教育委員会や保健所、学校医・学校薬剤師、報道機関等には窓口を一本化し校長が責任を持って対応できる体制をとる。

カ　集団感染が確認されるなどの状況によっては、鹿児島県保健福祉部から報道関係への情報提供する場合があるため、教育委員会と連携をたりながら対応する。（集団感染とは、一人の感染源から三人以上の二次感染者ないしは２０人以上の被感染者が見られた場合をいう。）

キ　教育委員会へ第一報を電話で報告する。第二報以降については様式を定めないが、必要に応じて報告する。

ク　生徒の出席停止及び解除の報告については、感染症報告書で報告する。

ケ　臨時の健康診断が実施される場合は、学校は保健所で実施する健康診断が円滑に進められるよう協力する。

※　公立小中学校は、各市町村等教育委員会の定める様式を用いて、該当市町村教育委員会へ報告する。

生徒・保護者への連絡等

ア　生徒Ｂと接触した生徒の保護者等を対象に保健所、学校医・学校薬剤師等の関係者等の指導のもと説明を行う。

イ　保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力を要請する。

ウ　保護者からの相談（保健所の紹介など）への対応をする。

エ　必要に応じて、生徒への説明を実施する。

オ　個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

事後措置

ア　校長は、経緯を整理し、対応についてまとめ、保健指導の充実推進を図り、感染症の予防について継続する。

イ　スクールカウンセラーの派遣要請を含め、生徒の心のケアに努める。

ウ　感染者やその家族等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は決して許されないことであり、その防止に取り組む

エ　外からウイルスを持ち込まないために「新しい生活様式」について各家庭の協力ももらう。

※　その他の感染症が発生した場合も含め「学校における感染症発生時の措置」を参考に対応する。

※　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を参考に対応する。文部科学省（Ｖｅｒ．６）

日常の対応

ア　生徒に対しては保健学習及び保健指導を行い、日常生活において感染症予防のための実践、特に規則正しい生活習慣の形成ができるように指導する。免疫力を高めるために体力をつけることが大切であるため、日頃から運動を行うとともに、栄養・休養・睡眠などを適切にとるよう指導する。

イ　家庭での検温や健康観察等により体調の異常等発見に努め、咳、発熱などの症状のある生徒は無理をせず家庭で十分休養するように指導する。

ウ　地域における感染症の発生及び流行状況に注意し、早期発見に努める。

エ　感染不明な感染者が増加している地域では（へは）、不要不急の外出を控える等感染が広がらないようにする。

オ　地域の感染状況によっては、家族等の発熱等の風邪症状も学校への登校を控えてもらう。

※　資料「学校における結核対策マニュアル」文部科学省（平成２４年３月発行）

※　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を参考に対応する。文部科学省（Ver.６）

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方（レベル３・２）

ア　地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等

イ　感染拡大を抑える観点から「３つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底

ウ　自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベントなどの行動制限メッセージ発信

エ　時差通学や分散登校、臨時休業を実施

臨時休業の考え方（Ｖｅｒ．４）

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

↓

保健所が濃厚接触者を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

↓

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。一般には次の事項を考慮して検討。

●学校内における活動の様態
●濃厚接触者の多寡
●地域における感染拡大の状況
●感染経路の明否

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

感染した児童生徒等や濃厚接触者の出席停止 〈児童生徒等〉 ●感染者や濃厚接触者は、学校保健安全法第１９条に基づく出席停止とする。 〈教職員〉 ●感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする。	学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

レベル１・２の地域	レベル３の地域 生活圏内の状況が「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

↓

地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動の一律自粛を要請した場合

↓

生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断

臨時休業の必要性は低い	分散登校等の実施	全面的な臨時休業の実施 ※分散登校（任意）等により登校の機会を設ける工夫を行うことが期待される

生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー（Ｖｅｒ．５：Ｖｅｒ．６も同様）

Ｖｅｒ．４までは、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応が示されていたが、Ｖｅｒ．５では、コロナウイルスの感染状況等を踏まえ，臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所の相談の上、臨時休業の要否を判断することとなった。

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】
学校は、生徒等又は教職員が感染した旨の報告を受けたら、
●設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況も伝える。
●感染者が生徒の場合、学校保健安全法第１９条に基づく出席停止措置。
●感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

↓

【設置者から保健所に相談】
設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。

↓

【保健所による調査】
保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
●学校及び設置者は、上記調査に協力。

↓

【設置者が臨時休業の要否を判断】
設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等
イメージ（例）
・家庭内感染ではない感染者が、複数発生。
・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった。

●学校教育活動を継続 ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等 ●濃厚接触者がいる場合には、 濃厚接触者が生徒の場合、出席停止措置。 濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする	学校保健安全法第２０条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業。

学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方等について（Ｖｅｒ．６）

●変異株への対策としては、従来と同様に、「３つの密」（特にリスクの高い５つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されています。
●地域ごとの行動基準
①教育委員会は、地方自治体の衛生主幹部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」を活用したりするなどして、地域の情報を収集する。
②①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主幹部局と地域区分について相談する。
③教育委員会は、首長（知事又は市区町村長）とも地域区分について相談する。
④以上を踏まえ、地域区分を決定する。
●保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席としないことも可能。

●各教科・給食・部活等について

①水泳については、プール内・サイドでの間隔は常時２ｍではなく、学校の行動基準を目安に柔軟に対応する。

②合唱をする際は、マスクを原則着用。間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。

③部活動では、感染状況を踏まえ、他校との試合・練習、合宿については、警戒度を高め、場合によっては控える。大会・コンクール等では、競技団体や文化芸術団体が定めるガイドラインを踏まえる。

④部活動では、食事をする際も含め感染症対策を徹底する。

⑤歯磨きや洗口を行う場合に、間隔・換気を行う。

学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方等について（Ver.7）

●抗原簡易キットの活用について

・原則、医療機関を受診させる。受診が困難な場合の補完的な対応、小学校４年生以上が検査キットを使用することが考えられる。（強制ではなく教職員の意思よって実施。実施は学校医と医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立され、研修を受講しなくてはならない。）

●マスクについて

・透明マスクの活用、不綿布マスクが最も高い効果をもつ。

●保健場の業務が逼迫している場合の対応

・学校の設置者は、濃厚接触者等の候補者のリスト作成（学校：作成の協力）や臨時休業の要否の検討等。

●ワクチン接種についての考え方

・ワクチン接種の有無による学校教育活動に差を設けることは想定されていない。差別やいじめが起きることがないように個人情報として取り扱いに十分留意する必要がある。

関係法令

- 学校保健安全法第１３条（児童生徒の健康診断）第１８条（保健所との連絡）第１９条（出席停止）
- 学校保健安全法施行令第５条(保健所と連絡すべき場合)・規則 18～21 条(感染症・出席停止等)等

関係資料

○ 学校における感染症発生時の措置（平成２５年７月県教委　学校における危機管理の手引き）

○ 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（2020.4.17 版）

○ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について 2020.11.13 文科省

○ 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について(2020.12.4 文科省)

○ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式～(2021.11.22Ver.7)

（令和２年１２月４日　文部科学省）

霧島市立霧島中学校における防災マニュアル（避難確保計画）

１　マニュアル（避難確保計画）の目的

災害時における確実な避難の確保を図る。

２　学校防災委員会組織

学校防災委員

校長・教頭・防火防災係・生徒指導主任・教務主任・保健主任

３　想定される災害

災害	地震・噴火	台風（暴風・暴雨）　火災　土砂　雪害等
二次災害	火災　余震　家屋の破壊 水害（堤防等の決壊） 土砂災害 地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等） 交通事故　液状化　原子力災害　津波	水害（堤防等の決壊） 地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等） 土砂災害 交通事故 原子力災害

※霧島中学校の敷地（校庭南側と駐車場除く）は土砂災害危険箇所に該当する。

４　学校災害対策本部組織図

①　学校災害対策本部の設置

災害が発生した場合、学校では、校長を本部長とする「学校災害対策本部組織」を整備し、災害時の学校内における連絡体制や避難、屋内退避時における教職員の役割分担を明確にし、組織的な対応を取ります。

本部長（隊長）　※校長

副本部長（副隊長）　※教頭

災害（地震・台風・水害・土砂・噴火・津波・原子力等）				
○情報連絡担当 ※教務主任・副担任 防火防災係	○避難誘導担当 （引き渡し） ※担任・副担任	○救護・衛生担当 ※保健主任・体育主任	○物資確保・配給担当 ※学校給食担当・副担任 事務職員・学校主事	○一次集合場所支援担当 ※生徒指導主任

火災（霧島中学校消防計画より）							
指揮班	避難誘導班			搬出班		消火班	
各班・係との連携	避難誘導係 生徒の避難・誘導	検索係 戸締まり 避難終了の連絡	救護係 傷病者の救護	警戒係 搬出物の警戒	搬出係 非常時重要物の搬出	消火係　初期消火	通報係　教頭

※情報については各職員が積極的に収集し連携を図る。

② 学校災害対策本部の役割

担当	災害に備えての役割	災害時における役割	
本部長	・ 全教職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ・ 保護者に対し、災害時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。	・ 学校災害対策本部を設置し、市からの指示に従い、全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ・ 学校においては、市教育委員会へ随時状況の報告をする。	校 長
副本部長	・ 全教職員に対して、災害に備えての防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。	・ 本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 ・ 各担当からの情報を的確に把握し、本部長に報告する。 ・ 諸関係機関に対する対応の窓口となる。	教 頭
情報連絡担当（指揮班）	・ 情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網を作成し、連携を図る。	・ 生徒等の避難状況等についての保護者からの問い合わせに対応する。 ・ 避難所（屋内退避所も含む。）の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を副本部長へ報告する。 ・ 避難している生徒等に必要な情報を提供する。 ・ すべての情報を副本部長に報告する。 ・ 市災害対策本部からの指示を受け、本部長へ報告する。	教務主任 防火防災係 副担任
避難誘導担当（避難誘導・検索・引き渡し）	避 難 ・ 生徒等が安全に避難するための場所の設定とその経路を作成し、その周知徹底を図る。 ・ 保護者が迎えに来た際は、生徒等を安全かつ迅速に引き渡せる場所を決定しておく。 屋内退避 ・ 学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路を児童等に周知させる。 検索（火災等） ・ 避難するための場所とその経路等の確認。	避 難 ・ 生徒等を速やかに退避させ、その後、生徒等に状況の説明をし、指定された避難所に向かう。 ・ 原則として担任は生徒等と行動を共にし、生徒等がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ・ 避難が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 屋内退避 ・ 教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで 教室内で待機させる。 ・ 退避が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 検索（火災等） ・ 避難終了の連絡、戸締まり。 引き渡し ・ 避難場所から引受人（保護者）への連絡、引受人への引き渡しを行い副本部長へ報告する。名簿等で確認しながら確実に引き渡す。	学年主任 担 任 副担任
救護・衛生担当	・ 救急用品の確保及び救護体制を整備する。 ・ 避難時や屋内退避時の環境を整理しておく。 ・ 非常時重要物の確認。	避 難 ・ 簡易な健康相談を行う関係者に協力するとともに、生徒等及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。 ・ 応急的な措置及び健康観察の準備。 屋内退避 ・ 緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。	保健主任 体育主任
物資確保・（搬出・警戒）	・ 搬入される物資の保管場所をあらかじめ確認しておく。 ・ 非常時重要物の確認。 ・ 搬出物の警戒。	・ 市災害対策本部との連携の下、必要な物資を確保し、適切に配給する。 ・ 非常時重要物の搬出。	学校給食担当 副担任 事務職員 学校主事
集合場所支援担当	・ 災害時における避難所等を確認しておく。	・ 災害が発生した場合に一次集合場所に指定されている学校は、市担当職員や自主防災組織等が行う避難所運営の支援を行う。（霧島中学校：市２次避難所）	生徒指導主任等

③　防災気象状況とその利活用

<table>
<tr><th>気象状況</th><th colspan="4">気象庁等の情報</th><th>市町村の
対応</th><th>住民が
とるべき行動</th><th>警戒
レベル</th></tr>
<tr><td rowspan="6">大雨の
数日～
約１日前
↓
大雨の
半日～
数時間前
↓
大雨の
数時間
～２時間
程度前
↓
数十年に
一度の
大雨</td><td>早期
注意情報
（警戒級の
可能性）</td><td colspan="3"></td><td>心構えを一段高める
職員の連絡体制を確認</td><td>災害への心構えを高める</td><td>1</td></tr>
<tr><td>大雨注意報
洪水注意報</td><td rowspan="2">高潮
注意報</td><td colspan="2">危険度分布</td><td>第１次
防災体制
（連絡要員を配置）</td><td rowspan="2">ハザードマップ等で避難行動を確認</td><td rowspan="2">2</td></tr>
<tr><td>大雨警報に切り替える可能性が高い
注意報</td><td>注意
（注意報級）</td><td>氾濫
注意情報</td><td>第２次
防災体制
（避難準備等発令を判断できる体制）</td></tr>
<tr><td>大雨警報
洪水警報</td><td>高潮警報に切り替える
可能性が高い
注意報</td><td>警戒
（警報級）</td><td>氾濫
警戒情報</td><td>避難準備
高齢者等
避難開始
第３次
防災体制</td><td>避難準備が整い次第、避難開始
高齢者は速やかに避難</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土砂災害
警戒情報</td><td rowspan="2">高潮警報
高潮特別警報</td><td>非常に
危険</td><td rowspan="2">氾濫
危険情報</td><td>避難勧告
第４次
防災体制
（災害対策設置）</td><td>速やかに避難</td><td rowspan="2">4</td></tr>
<tr><td>極めて
危険</td><td>避難指示
（緊急）</td><td>避難を完了</td></tr>
<tr><td>大雨
特別警報</td><td colspan="3"></td><td>氾濫
発生情報</td><td>災害発生情報
※可能な範囲で発令</td><td>命を
守るための
最善の
行動をとる</td><td>5</td></tr>
</table>

５　災害発生時の対応及び避難計画

災害発生	・状況の判断 ・一次避難の指示（自宅待機） ※情報の収集
一次避難所 校庭・体育館等 管理棟１階（土砂災害） ※　災害の状況に応じて 自宅待機（臨時休業） ※台風等予測できる災害	・在校者（生徒・職員）の人員把握 ・情報の収集→状況の判断 （二次避難、引き渡し等）
二次避難所 霧島総合支所、霧島保険福祉センター（市１次避難所） 徒歩での移動	・二次災害への対応 ・在校者（生徒・職員）の人員把握 ・情報の収集→状況の判断
保護者への引き渡し 避難先・学校内での引き渡し	・生徒の避難先確認（名簿で確認） ・引き渡し状況の確認、市教委への連絡 ・引き渡し状況集約、市教委への報告
通常の学校生活	・災害状況集約、市教委への報告 ・心のケア

場面に応じた災害への対応

場　　面	災　害　対　応　策
学校外活動中	○　避難の準備→避難。 ○　情報を収集し、災害に応じた対応をする。 ○　防災行政無線や、広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う。 ○　大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○　学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について、学校から保護者あて連絡（電話・メール配信等）する。
休業日・管理下外	○　休業日に活動等で生徒等が登校している際に、災害が発生したときは、学校に来ている教職員で、生徒等の安全を確保できる体制及び保護者に連絡できる体制を整えておく。（授業中の対応に準ずる。） ○　生徒等が自宅にいた時に災害が発生し、校区内に避難指示が出た場合、教職員は可能な限り生徒等の所在を確認する。また、学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、避難所運営の支援を行う体制を講じておく。

保護者への引き渡し方法

事前準備		緊急連絡	引き渡し						事後対応	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
名簿の保管	（引き渡し）名簿作成	保護者への連絡（メール）（引き渡し場所等）	名簿での確認	避難先・学校内での引き渡し	生徒の避難先確認	学校の避難先・連絡先を伝達	名簿チェック	副本部長（教頭）へ報告	引き渡しの状況集約	市教育委員会への報告
		随時　市教委へ連絡 残った生徒への対応→随時連絡→引き渡し→避難誘導担当へ→副本部長								

※引き渡し場所【霧島中学校、場合によっては二次避難所（市１次避難所：霧島保健福祉センター）】

※避難方法（移動方法）は、霧島保健福祉センターの場合は、徒歩となる。

※土砂災害で、霧島中学校での引き渡しが不可能な場合は、霧島保健福祉センターでの引き渡しの場合もある。

６　霧島市総合防災マップ

霧島中学校は、体育館付近が崖崩れ・崖崩れによる被害が及ぶ地域、生徒棟が土石流の被害が及ぶ地域になっている。

７　防災教育及び訓練の取組

①　防災教育

職員：マニュアル（避難確保計画）の研修、過去の災害に対する知恵の伝承等

生徒：災害の危険性、避難場所の確認、緊急時の対応に対する保護者への説明等

②　訓練

情報伝達訓練、保護者・家族への引き渡し訓練、避難訓練

８　避難経路

霧島中学校付近の霧島市総合防災マップから、一番安全に避難できる場所（水害・土砂災害等の場合）が、霧島保健福祉センターセンターである。避難経路は、赤線で示した正門から出て、県道６０号線を北上するコースである。（避難場所・経路は災害の状況により臨機応変に対応する。）

８　緊急時の連絡先一覧表

機　　関　　名	電話番号	所　　在　　地
霧島中学校	０９９６－３５－００１５	霧島市霧島田口３０８５
霧島市教育委員会	学校教育課 ０９９５－６４－０７０７ 教育総務課 ０９９５－６４－０７０６	国分庁舎 霧島市国分中央３丁目４５－１
大田小学校（市２次避難所） 霧島小学校（市１次避難所） 永水小学校（市１次避難所）	０９９５－５７－０００３ ０９９５－５７－０８３４ ０９９５－５７－０３６７	霧島市霧島田口７５ 霧島市霧島永水３８１１ 霧島市霧島田口２２５５
霧島市（消防局中央消防署） 北消防署霧島分遣所	０９９５－６４－０４３４ ０９９５－５７－０３５３	霧島市国分中央３丁目４１－５ 霧島市霧島田口４９５
霧島警察署 大窪駐在所 神宮前駐在所	０９９５－４７－２１１０ ０９９５－５７－０５９０ ０９９５－５７－１４７２	霧島市国分中央３丁目４４－２２ 霧島市霧島大窪４７２－４ 霧島市霧島田口２４５８－５
霧島杉安病院	０９９５－５７－１２２１	霧島市霧島田口２１４３
霧島保健福祉センター （市１次避難所）	０９９５－６４－８０８２	霧島市霧島田口５００
霧島総合支所 （市１次避難所）	０９９５－４５－５１１１	霧島市霧島田口８－４
姶良保健所	0995-44-7956(7951) 0995-44-7969	霧島市隼人町松永 3320-16 airaisa-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
コロナ相談かごしま	電話番号：099-833-3221 FAX 番号：099-225-0672	メールアドレス： cskagoshima@aurora.ocn.ne.jp（電話による相談ができない方については，FAX とメールによる相談も受け付けています。）
鹿児島県 コロナ人権相談窓口	電話番号：099-203-0544 （平日 9～17 時） FAX 番号：099-204-9400	メールアドレス： Covid-19jinken@meshaid.or.jp

霧島中学校（市２次避難所）